

第2次宝塚市教育振興基本計画 (後期計画) (案)

令和8年(2026年)3月
宝塚市教育委員会

はじめに

本市では、令和3年（2021年）に策定した第2次宝塚市教育振興基本計画（前期計画）に掲げている「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切にする人づくり」という基本目標のもと、市教育委員会と幼稚園や学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの心身の健やかな成長に向けた様々な事業を推進してきました。

前期計画の策定以降、社会は急速に変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わりました。Society 5.0時代を迎え、ICTを効果的に活用した教育は不可欠なものとなり、多様性を尊重する現代においては、子どもたちの自尊感情や他者への思いやりなどの人権意識の醸成、多様な背景を持つ子どもたちへの個別最適な学びと協働的な学びの両立が求められています。また、学校現場では、教職員の時間的・精神的負担の増加や管理職のなり手不足といった問題が生じており、学校運営の課題解決や職場環境の改善が質の高い教育を実現するための鍵となっています。そのほか、子どもの体力向上、社会教育分野における市民の学びの場の充実など、継続的に取り組むべき課題も多く残されています。

一方、前期計画で重点的に取り組んだ教育施策において、スクールロイヤー制度の導入による子どもを巡る複雑な課題に対する教職員への支援や、児童生徒1人1台タブレット端末の配備をはじめICT環境の整備によるICTを活用した教育の展開などを推進しました。また、校内サポートルームを小学校にも設置したことにより、不登校傾向にある子どもの学校内での居場所づくりが小中学校全校で進み、不登校児童生徒の新規出現率が全国平均を下回るなど、支援の成果が現れています。

このたび策定する第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）は、これまでの成果を土台としつつ、平成28年（2016年）12月に市立中学校生徒が学校でのいじめを理由に自ら命を絶った痛ましい事案の教訓を深く胸に刻み、時代が求める新たな課題に正面から向き合うための指針として位置付けるものです。前期計画から引き続き取り組む施策と、社会の変化や本市の現状を踏まえて取り組む施策を明確にし、子どもたちの心身の健全な発達と社会教育の振興のために尽力する決意をもって、本市の子どもたちの「生きる力」を育み、未来を切り拓く教育を展開してまいります。

宝塚市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の対象期間	2
3 計画の進行管理	3
 第 2 章 教育振興計画の基本的な考え方	 4
1 宝塚の現状と課題	4
2 基本目標	5
3 10年間を見通した教育の方向性	5
 第 3 章 重点的に取り組む 8 つの教育施策	 8
重点施策 1 幼児期の教育・保育の質を高めます	9
重点施策 2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います	10
重点施策 3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します	11
重点施策 4 子どもの健やかなからだづくりを応援します	12
重点施策 5 子ども・教職員の人権意識を高めます	13
重点施策 6 ICT環境を活用した教育を展開します	14
重点施策 7 読書活動を推進します	15
重点施策 8 学校・家庭・地域の連携を強めます	16

第4章 施策の展開..... 17

- I 子どもの「生きる力」を育む..... 20
- II 学校園、教職員の教育力を高める..... 45
- III 市民全体で子どもを応援する..... 57
- IV 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する..... 62

第5章 いじめ問題等の再発防止に向けて..... 71

資料編..... 73

- 1 計画の策定経過..... 73
- 2 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（後期計画）設置要綱..... 74
- 3 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（後期計画）委員名簿..... 76
- 4 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（後期計画）意見聴取者名簿..... 77
- 5 用語解説..... 78



計画の概要

1 計画の位置付け

国は、第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月策定）において、めまぐるしく変化する社会で一人ひとりが社会の担い手となることと、社会全体のウェルビーイングの向上を目指すという方向性を示しました。また、計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを定めています。

この計画は、将来の予測が困難なVUCA（Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字）の時代と呼ばれる現代において、2040年以降の社会を見据えた教育の政策となっています。そして、先に挙げた2つのコンセプトに基づき、次の5つの基本的方向性を掲げ、成果目標とそれを実現するための具体的方策を示しています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

本市においては、令和3年度（2021年度）に、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「第2次宝塚市教育振興基本計画」を策定し、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を定め、特に前期5年間に力を入れるべき8つの施策を重点施策とし、計画に基づいた各種事業を展開してきました。

このたび、「第2次宝塚市教育振興基本計画」の前期5年間で、令和7年度（2025年度）で終了することから、後期5年間に向けた計画の見直しを行うこととなりました。

前期5年間の施策についての総合的な点検・評価を行うとともに、その結果及び市の現状等を踏まえた計画として「第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」を策定しました。

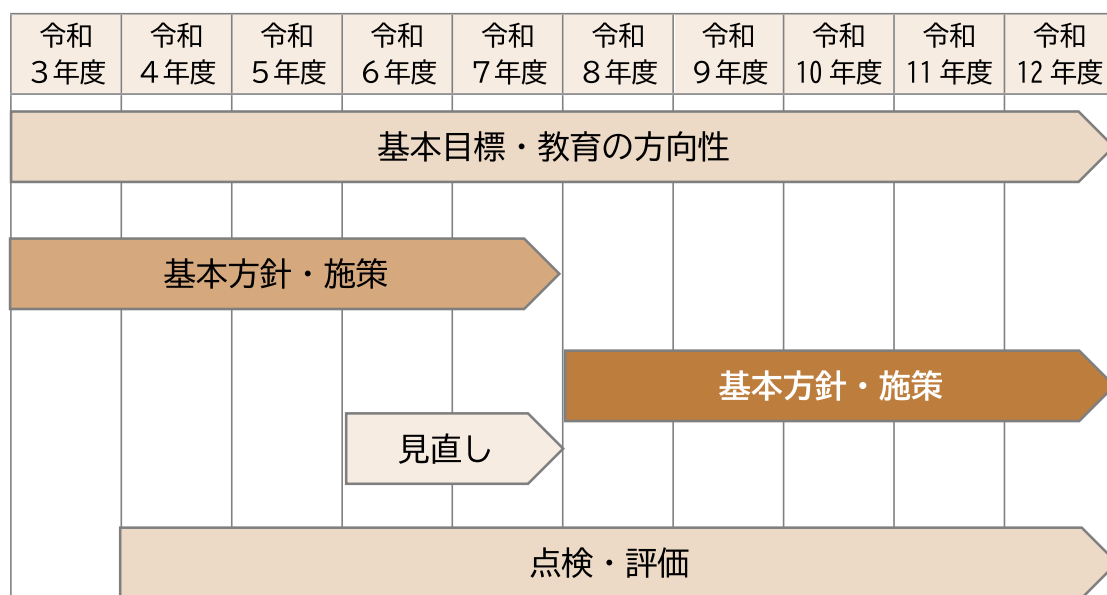
市教育委員会では、今後も、市の最上位計画である「宝塚市総合計画」に定める方向性を尊重しながら、本計画についての市民や学校園への周知を進め、各種事業を展開していきます。

そして、子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組み、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりを目指します。

2 計画の対象期間

第2次宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。計画前期の最終年度である令和7年度（2025年度）に見直しを行う規定となっており、このたび、計画後期5年間に取り組むべき教育計画を策定しました。

【第2次宝塚市教育振興基本計画のイメージ】



3 計画の進行管理

市教育委員会では、この計画を着実に推進し、計画に基づき各事業を確実に執行することに努めながら、毎年度、施策ごとに設定した成果指標を基に実施する市教育委員会の事務執行等に関する評価により、計画の基本方針や施策に基づき実施する事業の妥当性や整合性についての検証を行います。この評価結果に基づき、次年度以降に具体的に取り組む各種事業の参考とするほか、その内容によって計画に基づく方針や施策についての見直しも検討します。

さらに、計画の最終年度に当たる令和12年度（2030年度）には総合的な点検・評価に基づき10年間の総括を行い、次期計画に向けての検討を行います。



第2章 教育振興計画の基本的な考え方

1 宝塚の現状と課題

宝塚市は兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域からなる様々な魅力と個性に輝くまちです。子どもたちは多くの自然に囲まれた宝塚ですくすくと成長し、文化・スポーツ活動をはじめとした様々なことに取り組んでいます。

こうした豊かな自然環境の中、本市は文化芸術の薫る大都市近郊の良好な住宅都市として発展を遂げてきました。ところが、近年では、人口減少や少子高齢化の進行が見られるほか、地域の活力となる地域コミュニティや市民活動団体の担い手が不足し、子育て環境の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症の流行は落ち着き、コロナ禍前の生活を取り戻しつつありますが、学校や家庭における環境や生活様式は変化し、子どもたちの行動等にも大きな影響を与えていることが指摘されています。人と人との距離が広がり、不安や悩みを相談できず一人で抱え込んでしまう子どもや、不安や悩みが従来とは異なる形で表れる子どもがいることも考慮する必要があります。また、子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもたちの抱える問題はより複雑化し、質的にも量的にも教職員だけで対応することが難しくなっています。そのため、学校園においては、家庭や地域との一層の連携、協働体制づくりが求められています。

このように、激しく変化し、複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会に関わるためには、自尊感情、他者への思いやり、生命尊重・公共の精神を養うことが必要です。

本市では、学校に行きづらい子どもたちは増加傾向にあり、一層きめ細かい支援が必要となっています。子どもたちのSOSを受け止め、子どもたち一人ひとりの状況に応じた必要な支援や関係機関との連携による組織的な対応を行う必要があります。また、いじめ・不登校は、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることであり、事案への初期対応とともに、「新たないじめ・不登校を生まない」ための、市教育委員会や各学校による未然防止の取組が特に重要となっています。

2 基本目標

自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり

「自分を大切に」とは、自分のいのちを大切にし、自分の存在を大事に思うこと、そして、「人を大切に」とは自分と同じように他の人のいのちも大切にし、また、その存在を大事に考えるという意味です。さらに、「ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」とは、自分を見守り温かく接してくれた地域の方や、自分を育ててくれた、ふるさとである宝塚の自然や建物、文化、伝統に感謝の気持ちを抱き、人や物を大切にする心を育てていきたいということを表しています。

第2次宝塚市教育振興基本計画では、計画策定当初に令和12年度(2030年度)までの10年間を通した基本的な目標を掲げており、この基本目標を達成するため、新学習指導要領等の国の方針を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を育む取組を進めてまいります。

3 10年間を見通した教育の方向性

前述の現状や課題を踏まえて、「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を基本目標とすると、第2次宝塚市教育振興基本計画の後期5年間において、より一層充実していくために、以下の3点について優先して取り組むべきと考えています。

1つ目には、一人ひとり、異なる個性を踏まえながら、自ら主体的に考えつつ、仲間や関係する周囲の人と対話の中で学び、探究的な学びを深めていくことの重要性です。学校で総合学習の時間などで取り組んできたこのような「学び」を、広く世界で試されてきた探究的な学びの知見を踏まえて、教職員を含めて学校と地域が一丸となり、この目的と本質をさらに深め、広く教育現場に浸透できるような取組を進めていくことです。

2つ目には、学校園での子どもたちを通して、困難を抱えた家庭などに、包括的に福祉支援などの手が差し伸べられるような仕組みも重要です。教育現場が、市全体で持つ市民福祉向上への取組と効果的な連携をさらに充実していくことで、教職員の負担軽減に取り組みつつ、地域や行政の手が効果的に差し伸べられる状況をつくって体制を整えていくことです。

3つ目には、子どもたちの学びが生涯続いていくこと、そして、すべての市民が学

びを続けていけるような環境をさらに充実していくことの重要性です。人生100年となる時代に、それぞれに異なる学びの形やあゆみに寄り添い、学校を卒業しても学び続けられるために、宝塚市全体が学びの社会資源となるようにしていくことです。

以上の3点を踏まえて、子ども、教育環境、地域、生涯学習の各視点から、振興計画10年間の後期5年間では以下の4つの教育の方向性を定めています。

子ども ～子どもの「生きる力」を育む～

教育の出発点は幼児教育であり、就学後の子どもたちの成長に及ぼす影響の大きさから、その重要性は近年増す一方です。市教育委員会では、この人間形成の基礎づくりとなる幼児教育に重点を置くとともに、保育所（園）や認定こども園、小・中学校との連携を図って教育を進めます。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展する中、子どもたちの「生きる力」を育むため、学力の基礎基本を身に付けるための教育を行うとともに、新しい学習指導要領に沿った「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めます。また、安全・安心な学校給食の提供や、中学校における部活動の地域展開に伴う諸課題への取組などにより、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるような支援を行います。加えて、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、全ての子どもたちに寄り添い、向き合い、理解しながら、子どもたちの育ちを支援します。

さらに、学力の基礎であり、人間関係を構築する上で重要な役割を果たす「ことば」を大切にします。感性豊かな子どもを育成するために、読書活動に積極的に取り組み、読書本来の楽しさを感じ、適切なことばで自分の思いを伝えることができる子どもを育てます。

教育環境 ～学校園、教職員の教育力を高める～

子どもたちの学力の向上や健全なからだ、豊かな心の育成のためには、学校園と教職員の教育力の向上が不可欠です。そのため、市教育委員会では、教職員同士が切磋琢磨し授業力を高め合う仕組みや研修の充実のほか、「働き方改革」による教職員の業務負担軽減と勤務時間の削減を行い、子どもと向き合う時間を確保するなど、人材育成や学校園組織における運営体制の強化に努めます。

また、教職員が風通しの良い中で連携して子どもたちを見守り、力を合わせて学校園での課題の解決に取り組めるような環境づくりを進めるほか、市立の学校園の適正規模及び適正配置について検討するとともに、ICT環境の整備や環境対策にも取り組み、子どもたちが安心して学校園に通えるような学習環境の整備を推進します。

地域 ～市民全体で子どもを応援する～

子どもたちの学びは、学校園だけでなく家庭や地域、あらゆる場面を通じて行われることから、家庭はもちろんのこと、学校園と地域が連携した多様な学びの機会の提供のほか、様々な大人が関わりながらの支援が重要です。

地域とのつながりの希薄化により困難を抱えた家庭が地域で孤立するという状況が危惧される中、子どもの社会性や自立心などの育ちを巡る課題に市民全体で向き合うため、体験学習や地域人材による指導などの機会を増やし子どもの育みを支援します。また、ボランティアやコーディネーターの人材確保により地域の人々の参画を促し、市民全体で子どもを支える機運を醸成します。

生涯学習 ～生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する～

国は、第4期教育振興基本計画において、今後5年間の教育政策の目標の一つに生涯学び、活躍できる環境を整えることを示しています。人生100年時代を迎え、市民がいつでも、どこでも、気軽に学ぶことができ、一人ひとりがウェルビーイングを実現できるよう、公民館や図書館等の社会資源を充実させ、情報の提供や学びの機会拡大に努めます。また、文化遺産の保存継承や活用に努め、市民の文化意識の向上に努めるとともに、スポーツ施設の整備、イベントの開催、団体等の支援により市民のスポーツ活動の活性化を図ります。



重点的に取り組む8つの教育施策

本計画では、前計画に引き続き、基本目標を達成するために特に重要と考える施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。

全42の施策に真摯に取り組みながらも、本市における教育の現状を踏まえて設定した8つの重点施策を中心にチェックを行うことで、より効果的・効率的に基本目標の達成を目指すことができると考えています。

以下では、8つの重点施策と関連する施策及び主な取組について記載します（本計画の体系と全施策は17～18ページに記載しています。）。

重点施策1 幼児期の教育・保育の質を高めます

評価・課題

前期計画では、公立幼稚園・保育所における囲碁活動の促進や、公私立幼稚園・保育園の交流促進の取組を実施してきました。

その中で、アンケート調査では、児童生徒で幼稚園や保育園で学んだことが小学校で役に立ったと感じたこととして、「友達と仲良くする方法を学んだ」「運動や体を動かす楽しさを知った」「文字や数字に触れる機会があった」の割合が高くなっており、幼児期からの学びや活動が小学校での基礎につながっています。

今後は、活動の参加率向上や、公私立の幼稚園・保育園での魅力ある交流プログラムの拡充等を実施していく必要があります。

方向性

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や道徳心の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養うとともに、小学校以降における学びの基礎や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切な役割を担っています。

したがって、幼児期における教育は学齢期の子どものみならず、子どもたちが豊かに成長するためにも重要であると認識し、幼児教育の機能を強化する視点を持つ必要があります。

そのため、社会情勢に対応した、現代のニーズに合った教育・保育を推進することが求められ、幼児教育センターが中心となり、「保育・教育アドバイザー」を活用します。

また、幼稚園と保育園、さらには公私立間における連携を強化し、子どもの発達段階に応じた柔軟で一貫性のある保育・教育体制を構築していきます。

重点施策２ 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います

評価・課題

前期計画では、学校が子どもたちにとって安心して過ごせる場であるために、いじめや不登校の防止及び早期発見に向けた取組や、子ども一人ひとりへのきめ細やかな支援の実施に努めてきました。

アンケート調査では、学校を安心の場と感じる子どもが一定数いる一方で、先生や友達に相談できないと答えた子どもが約２割、友達に相談できないと答えた子どもが１割半ばいることが確認できました。

また、いじめの認知数や不登校児童生徒数については、増加傾向にあります。

今後も、いじめや不登校の防止に向けて、関係機関との連携強化や教職員全体の支援・指導力の向上を図り、子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うことが重要です。

方向性

子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラーなどの専門職や関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。また、学校現場での相談支援体制の強化、保護者との連携による包括的支援等、家庭や関係機関と連携し、問題行動やいじめ・不登校の未然防止や早期発見、児童虐待などへの対応に努めます。

特に、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為です。

本市では、本計画の第５章に記載している「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」における５つの柱を軸として施策を展開していくとともに、子どもの権利条約を踏まえ、子どもたち自身の意思表明と尊厳を守り育むことにより、すべての子どもが安心して成長できる取組を進めます。

重点施策3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します

評価・課題

前期計画では、子ども一人ひとりに寄り添った指導方法の充実や、ICTを活用した学びの促進に取り組みました。

アンケート調査では、体験型学習やグループ学習、ICTを活用した学びがより理解が進むと感じている子どもが多く見られました。

今後は、教職員の授業力向上や、個別対応を充実させるとともに、子どもたちからのフィードバックを反映し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、柔軟な授業改善を実施していく必要があります。

方向性

子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性等を向上させていくために、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、公開授業や授業改善研修を通じて教職員の授業力を向上させるとともに、ICT教材を活用した授業の補強を行います。

重点施策4 子どもの健やかなからだづくりを応援します

評価・課題

前期計画では、研修により運動遊びに関する教職員の理解促進を図るなど、子どもたちの運動の促進に向けた取組を実施してきました。

アンケート調査では、子どもたちが運動やスポーツについて思っていること・感じていることとして、「もっと学校の体育の授業で動きたい」「学校が終わってから友達と一緒に動きたい」の割合が高くなっており、学校の体育の授業や放課後で運動する場所や機会を求めていることが分かりました。

今後は、教職員の運動遊びに関する理解促進や子どもたちが体を動かす機会をあらゆる場で充実していくことが必要です。

方向性

子どもの時に活発に運動することは、成長、発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となります。さらに、体力は学力と並ぶ両輪で、生きる力のベースとなるものです。

しかしながら、本市の子どもたちの基礎的な運動能力は総体的に全国平均を下回る項目が多く、子どもたちの健康への影響、気力の低下などが懸念されます。

そこで、元気で、活力に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」に基づく指導や運動プログラムの充実を図り、子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授業サポーターの派遣に加え、多様な運動機会を提供し、地域スポーツクラブとも連携することで、運動習慣の促進と楽しさを実感できる環境を整備します。

重点施策5 子ども・教職員の人権意識を高めます

評価・課題

前期計画では、学校園の人権意識向上のための研修実施や子どもたちが生命の尊さを考える授業実施など人権意識の向上に向けた取組を実施してきました。

今後も引き続き、道徳の授業を充実させつつ、教職員が率先して子どもの人権に配慮した態度をとることで、子どもの自尊心を高めるとともに、自他の人権や意思等を尊重した態度をとることの重要性を伝えていく必要があります。

また、個々の学校の取組で効果的であった事例を共有する場を設けるなど、学校全体として、教職員全体の指導力向上や人権意識の醸成を図っていくことも重要です。

方向性

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を養うため、様々な人権について理解し、物事を多面的・多角的に捉え、自らの生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。

あわせて、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め、尊重し、お互いに協力しながら社会生活を送ることが大切です。

特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進することは、喫緊の責務です。

また、子どもたちにとって身近な大人である教職員の人権意識を高め、自らの実践を通して人権尊重の視点に立った学校づくりを進めます。教職員の子どもの権利に対する理解促進と、子どもの意見を尊重する学校運営に取り組み、すべての子どもが自分らしく学び、安心して成長できる環境を整えます。

重点施策6 ICT環境を活用した教育を展開します

評価・課題

前期計画では、教職員のICT活用指導力の向上やICTの活用頻度を高めるための環境整備に取り組みました。

アンケート調査では、ICTの活用に対して様々なメリットを感じている子どもが多くなっています。一方で、ICTの活用においてサポートが不足していると感じている教職員も一定見られます。

今後は、教職員の指導力向上に向けた研修の充実や学校全体での成功事例の共有、さらに子どもたちがより深い学びを实践できるようICTを活用できる環境整備が重要となります。

方向性

インターネットをはじめとする情報通信が発展し、ICTが子どもたちの生活にも密着する時代となり、活用性が高まっています。しかしそれと共に子どもたちがインターネットを介したトラブルの被害者や加害者になるケースも増加しています。

このような中、文部科学省が進めるGIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想により、令和3年度（2021年度）には公立小・中・特別支援学校の全ての子どもたちにタブレット端末が配布されました。

子どもたちの多様なニーズに応じた個別最適化された学びを実現するために、課題や目的に応じて身近なICTを活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。授業の効率化を図るとともに、協働学習や参加型の授業におけるICTの効果的な活用を推進します。

さらに、インターネット上のトラブルを回避するための厳しいルールの導入ではなく、情報モラル教育の充実やSNSなどでのいじめ対策の徹底を通じて、安全にデジタル環境を利用する力を育みます。

重点施策 7 読書活動を推進します

評価・課題

前期計画では、読書習慣の促進を目指し、学校図書館の利用を促進する取組等を通じて、子どもたちの読書活動の推進を図ってきました。

アンケート調査では、1 か月間に紙の本を全く読まない子どもが約3割存在しており、読書意欲や機会にばらつきが見られました。

子どもが本を読みたくなるきっかけは「本屋で見かけたとき」や「友達にすすめられたとき」が多く、逆に学校内や授業による読書推進の影響は限定的となっています。

今後は、学校内での読書活動に留まらず、様々な場や機会を通じて読書促進の活動を強化し、多様な方法で子どもたちが本に触れる機会を増やすことが重要となります。

方向性

ことばは思考の基礎であり、コミュニケーションの重要なツールとなり、あらゆる学力の基盤とも言われます。しかしながら、現代社会における情報通信技術の普及により、文章ではなく単語でのやりとりが増え、子どもたちのことばの力が弱まっていると言われています。

ことばの力を身に付けるために大切なものは読書です。乳幼児期での本との出会いに始まり、発達段階に応じた様々な本との出会いは、子どもの心を豊かに育てると同時に思考力を磨き、表現力を高め、想像力を育みます。読書を通じて、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

このため、図書館の活用を促進し、子どもたちが気軽に本に触れる機会を増やしていきます。また、子どもたち一人ひとりの読書活動の支援や興味を持ってもらえるような工夫、読書を生涯にわたる習慣として定着させる取組等を進めます。

重点施策8 学校・家庭・地域の連携を強めます

評価・課題

前期計画では、学校支援ボランティアを通じた活動の活性化を通じて学校と地域社会とのコミュニケーション促進や地域ボランティア活動の活性化を実施してきました。

その中で、アンケート調査では、地域に見守られていると感じている子どもたちが約9割となっています。

また、学校運営協議会では、地域とともにある学校づくりを行うためには、学校と地域とのコミュニケーションを促進し、相互にパートナーとして連携・協働することが重要です。

今後も現行の取組を進めるとともに、学校と地域のコミュニケーションを図る場の充実及びボランティア活動を活発化するための取組を推進することが重要です。

方向性

近年の傾向として、もはや学校園だけで教育が完結することはありません。学校・家庭・地域が連携・協働する中で、豊かなより良い教育の実現が果たせます。

本市ではこれまでも、「たからづか学校応援団」などのように地域の人々による学校園への応援体制がありますが、地域や学校の実情により、必ずしも全市的に浸透しているとは言えません。また、「みんなの先生」や図書・園芸のボランティアへの支援方法等の重なりもあり、十分に機能していないところがあります。

そこで、より全市的・機能的に学校と家庭・地域が連携・協働でき、子どもを育てることが出来る仕組みへと発展させるため、保護者会や地域支援組織との情報共有を図り、学校園への支援体制を強化します。また、学校と家庭・地域のニーズ等を調整するコーディネーターの存在が大切であり、その人材の発掘に引き続き取り組みます。

また、コミュニティ・スクールの機能強化に向けて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、地域との包括的な関係構築を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を強化します。



第4章

施策の展開

施策の体系

本計画では、「基本目標」を実現するための「教育の方向性」と「基本方針」を定め、個別の施策を「今後5年間ににおいて取り組む各施策」として42施策に整理し、体系化しています。

[基本目標] [教育の方向性] [基本方針] [今後5年間ににおいて取り組む各施策]



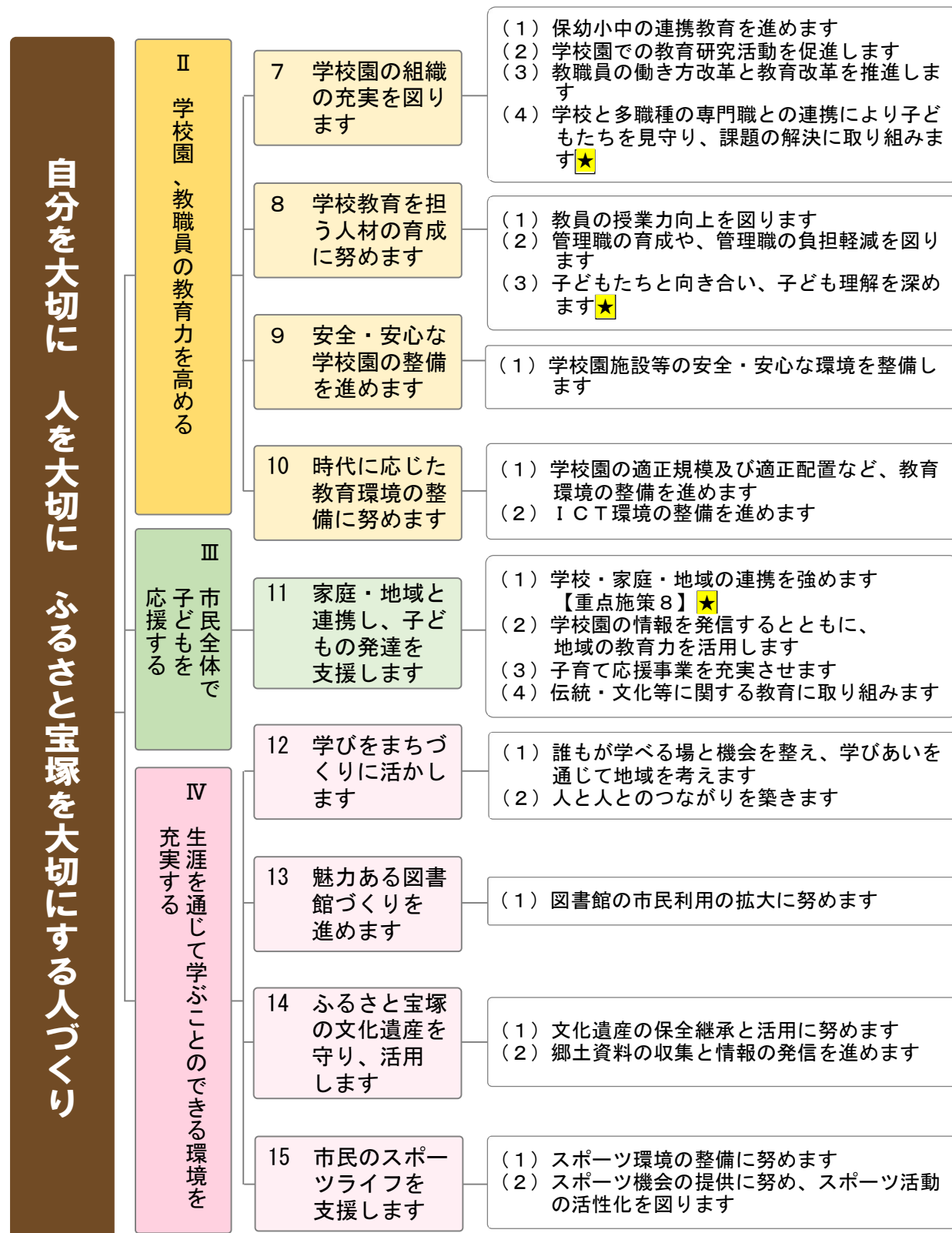
【いじめ問題等の再発防止に向けた取組について】

下記の体系中、施策名称に「★」の記載があるものは、『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』における5つの柱と特に関連性が強い施策です。

本市におけるいじめ問題等の再発防止に向けた取組については、71～72ページを参照ください。

[基本目標] [教育の方向性] [基本方針]

[今後5年間において取り組む各施策]



I 子どもの「生きる力」を育む

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

〔教育の方向性〕〔基本方針〕
基本目標の実現に向けた教育の方向性
に基づく基本的な方針を記載します。

自分と他人を大切にできる子どもの育成を目指し、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組みます。また、一人ひとりが大切にされる共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめ・不登校、虐待などへの対応として、学校園と市教育委員会、スクールロイヤーやスクールカウンセラーなどによる迅速な対応とともに、適切に支援できる体制を整備し、一人ひとりの子どもたちにとっての居場所づくりを進めます。

施策（1） 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策1】

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

生活や遊びを通して、人と関わる力が生きていくための基礎を培うこと。一人ひとりの特性に応じた教育・保育を進めます。

〔今後5年間に於いて取り組む各施策〕
現状と課題を踏まえ、施策の推進を図るための方向性を記載します。

そのため、幼児教育内容の充実、教職員の資質・能力と専門性向上のための取組の核となる幼児教育センターを中心として、公立・私立合同での研修を含め、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実を目指した研修体制を充実させます。また、幼児教育・保育について専門的な知見や豊富な実践経験を持つ「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼児教育・保育の質の向上につなげます。

さらに、保幼小中の連携に取り組む。幼児期から小学校入学までの連続性を踏まえた教育を進めます。

〔主な取組〕
施策ごとの主な取組と具体的な内容を示します。

【主な取組】

○公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園との連携
公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園の日常
カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。

〔成果指標について〕
各施策単位の具体的な取組に対する評価の観点と、成果指標の例を示します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・保育士・教諭の資質・能力の向上が図られているか ・保幼小中の積極的な連携が図られているか	・研修会参加者の学びの理解度 ・保育・教育アドバイザーの活動件数 ・子ども同士の交流活動実績 ・つながろう！プレ1年生の子どもの満足度や教職員の充実度など

I 子どもの「生きる力」を育む

1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自分と他人を大切にできる子どもの育成を目指し、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組めます。また、一人ひとりが大切にされる共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と市教育委員会、スクールロイヤーやスクールカウンセラー等の専門職が連携した速やかな対応とともに、適切に支援できる体制を整備し、いじめの未然防止や、一人ひとりの子どもたちにとっての居場所づくりを進めます。

施策（１） 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策１】

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

生活や遊びを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、子どもが生きていくための基礎を培うことや、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育が重要となっています。

そのため、幼児教育内容の充実、教職員の資質・能力と専門性向上のための取組の核となる幼児教育センターを中心として、公立・私立合同での研修を含め、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実を目指した研修体制を充実させます。また、幼児教育・保育について専門的な知見や豊富な実践経験を持つ「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼児教育・保育の質の向上につなげます。

さらに、保幼小中の連携に取り組む、幼児期から義務教育期間の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を進めます。

【主な取組】

○公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園との連携

公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園の日常的な交流を実施するとともに、共通カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。

○保育・教育アドバイザーの就学前施設への訪問・アドバイス

保育・教育アドバイザーが定期的に就学前施設を訪問し、保育内容や教材等についてアドバイスをを行うと共に、教職員の相談に対応します。また、特別な支援を要する子どもへの適切な関わり方について、助言を行います。

○保幼小中連携教育推進事業

保育所（園）・幼稚園・小学校・特別支援学校の教職員が、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」を解消し、生きる力の基礎となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、「TAKARA っ子ジョイントカリキュラム」を検証・改訂した「TAKARA っ子架け橋カリキュラム」を各校園の取組に活かします。

○幼児教育センターを核とした就学前教育の推進

就学前教育の充実に向け、幼児教育センターを中心に研修・研究に努めます。また、小学校教育との連携や就学前の特別支援教育の充実、就学前（公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園）の相互理解と連携を図ります。

○就学前教育における合同研修会の開催

公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園での合同研修を推進し、就学前教育の相互理解と連携を深めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・保育士・教諭の資質・能力の向上が図られているか ・保幼小中の積極的な連携が図られているか	・研修会参加者の学びの理解度 ・保育・教育アドバイザーの活動件数 ・子ども同士の交流活動実績 ・つながろう！プレ1年生の子どもの満足度や教職員の充実度など

施策（２） 特別支援教育を充実させます

学校においては、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常学級にも様々な教育的ニーズのある子どもたちが在籍しており、特別支援教育を成果のあるものにするためには、個々の教職員の努力だけでなく、学校園全体で組織的に取り組むことが重要です。そこで、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を図るとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の連携や、子ども発達支援センターをはじめとした福祉等関係機関との連携を進め、一貫した継続的な支援を行い、心理サポーターやコーチングサポーター、「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置や学校園訪問相談事業の展開により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が実施できる体制の整備を図ります。

特別支援教育の推進については、教職員が一人ひとりの子どもを見る目を養い、発達障^{がい}碍等に関する基礎的な知識・技能を取得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できる学校園づくりを目指します。

【主な取組】

○心理サポーターやコーチングサポーターの配置

心理サポーターの配置により、学校生活や集団生活において支援の必要な子どもに寄り添い、心の安定を図るために個別の支援を行うとともに、学校への行きづらさの軽減や、好ましい人間関係の構築を図ります。支援の必要な生徒には中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行うコーチングサポーターの配置を進めます。

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置

学習面で支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○学校園訪問相談事業

大学教員や医師等の専門家が学校園を訪問し、発達障^{がい}碍などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。

○巡回相談

市立たからづか支援学校の専任コーディネーター、県立特別支援学校の教諭、市内通級指導担当や、言語聴覚士、作業療法士などの専門性のある教職員が学校園を訪問し、特別支援学級や発達障^{がい}碍などの子どもへの支援のあり方について、教職員に対してアドバイスを行います。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・支援の必要な児童生徒に対して、個に応じた、きめ細かい教育が行われているか ・教職員の特別支援教育に対する理解が図られているか	・支援が必要な児童生徒への支援率 ・巡回相談実施回数 など

施策（３） 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策２】

規範意識の低下、家族のあり方の変化、社会構造の多様化・高度化など、子どもを取り巻く社会環境は刻々と変化しており、いじめ問題、問題行動の低年齢化、不登校の問題など課題は山積しています。問題の解決においては、課題を共通認識し、組織として対応していくことや、学校園・家庭・地域の連携を強化し、信頼される学校園づくりにつなげることが必要です。

いじめの問題については、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」、「宝塚市いじめ防止基本方針」、「宝塚市いじめ問題再調査委員会報告書」及び「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、重大化防止のための教職員の研修やいじめに関する授業を実施します。

不登校に関しては、未然防止に努め、きめ細やかな支援と関係機関との連携を進めていきます。校内では、別室（校内サポートルーム）で不登校傾向にある児童生徒の支援を行う別室登校指導員や Assist スタッフを配置して、学校内での居場所づくりに努めます。また、教育支援センター等の支援内容も充実させながら、一人ひとりの子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

家庭や関係機関との連携により問題行動を未然に防止することや、保幼小中のさらなる連携、要保護対策地域協議会との連携、教職員の研修により、問題行動やいじめ・不登校の減少、児童虐待などへの対応に努めます。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置の充実を図るとともに、学校内でコーディネーターの役割を果たせる教職員の養成を進めるなど、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校における相談体制の構築及び充実を図ります。さらに、いじめ・体罰・子ども安全・不登校ホットラインを紹介し、幼児や児童生徒のこころの悩み等の解消や、子どものSOSの早期発見を図ります。

【主な取組】

○教育相談事業

子どもの健やかで安心な生活を守るために、適応や発達面などの教育上の諸問題や心理的な問題に対応するため、保護者、子どもを対象に相談活動を行います。また、子ども理解を深めるために、学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安全・安心で健やかな生活を送れるよう連携を図ります。

○教育支援センターの運営

不登校児童生徒の居場所づくりとともに、社会的自立のための力を高めるため、教育支援センターの充実を図り、あわせて保護者支援を行います。

○別室登校指導員や Assist スタッフの配置

教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、学校内に設置した別室（校内サポートルーム）で人間関係づくりや社会性を育てるように支援する別室登校指導員や Assist スタッフを配置します。

○「支援ボランティア」（学びのパートナー）の配置（再掲 [P. 22]）

○訪問指導、不登校児童生徒支援連携会議等による連携

訪問指導員が、定期的に学校を訪問して長欠児童生徒について教職員と情報交換して、個々の児童生徒への適切な対応について話し合います。会議で情報を共有しながら、支援方針等について協議・連携して支援を行います。

○市教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの運用

市教育委員会内において、いじめに対応するためのチームの機能強化を図り、学校におけるいじめ認知や初期対応、重大事態対応に取り組みます。スクールロイヤー制度も活用し、研修や法的助言をもとに、教職員の事案対応力の向上を図ります。また、スクールロイヤーの出張授業を実施し、児童生徒のいじめの認識や相談の大切さといった意識の向上を図ります。

○いじめアンケートの実施

いじめの早期発見、早期対応を行うため、全校統一のいじめアンケートを各学校で実施し、得られた情報をもとに、いじめ対応を進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・不登校児童生徒への、きめ細かい指導・支援が図られているか ・いじめについて、学校・家庭・地域で連携が図られているか	・新規不登校児童生徒出現率 ・90日以上休んでいる児童生徒のうち学校内外の関係機関等とつながっていない人数 ・市立小中学校でのいじめの解消率 など

施策（４） 学びの機会均等を保障します

社会や経済状況が変化する中で、人々の生活状況も大きく変化し、経済的に厳しい家庭が増えてきています。そのような状況の中、安定した教育環境を整備していくことが必要であり、すべての子どもたちに等しく教育環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支援していく必要があります。

そのため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を対象にした就学援助を行い、保護者負担の軽減に努めるとともに、外国にルーツのある児童生徒に対して、母語を大切にしながら日本語の指導等を行います。また、学校に行きづらい子どもや集団に馴染めない子どもに対して、本人の求めに応じて授業のオンライン配信や学級活動の案内を行うなど、実態に即した望ましい学習環境を整え、子どもたちの学びを支援します。

【主な取組】

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業

日本語が不自由な外国にルーツのある児童生徒の日本語指導や母語を理解できるサポーターにより学校園生活の支援を行います。

○就学援助費の支給

経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品費等の援助を行います。

○ＩＣＴ機器等を活用した学習支援

タブレット端末を活用したオンライン授業や学習ドリル等により、子ども一人ひとりにあった学習環境を提供します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・経済的に厳しい家庭に対して、安定した教育環境が整備されているか ・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対して学習や生活の支援が図られているか ・学校に行きづらい子どもなどに対して学習環境を提供できているか	・児童生徒の就学援助率 ・日本語が不自由な幼児や児童生徒に対する支援実績 など

2 確かな学力の定着を図るとともに探究的な学びを進めます

基礎基本の学力とともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等、学びの充実に取り組み、グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、既存の様々な枠を超えて活躍できる人材の育成を図るため、各学校が地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。また、教材や指導内容の創意工夫により、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めるとともに、教職員の授業力向上のため、研修・研究体制を充実させます。

施策（１） 基礎基本を確実に定着させます

子どもたちの「生きる力」を育むうえで、基礎基本の学力は欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身に付けておかねばならない学力を確実に定着させることは重要です。

子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の習得に留まらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など多様な能力を育むことが必要です。

そのため、学校において効果的な取組を実践できるよう、全国学力・学習状況調査の結果を活用して支援体制を構築するほか、教職経験者や教職を目指す大学生等が指導補助員として学習補充の支援を行うスクールサポーター事業や、放課後学習「たからづか寺子屋事業」の展開により、子どもたちの学びの支援を行います。

【主な取組】

○パワーアップ研修

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等、学校が抱えている教育課題に応じた内容の研修を実施し、教職員の資質・能力や指導力の向上を図ります。

○スクールサポーター事業

教職経験者や学生等のボランティアを小・中学校に派遣し、授業補助等を行い、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。

○日本語の不自由な幼児や児童生徒へのサポーター派遣事業（再掲 [P. 25]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用

児童生徒質問紙調査の結果を分析し、子どもたちの生活習慣の改善・家庭学習の習慣化を図ります。

○放課後学習「たからづか寺子屋事業」の推進

各学校において、地域人材を活用した補習授業等の取組を行い、子どもたちの学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 確かな学力の定着が図られているか ・ 教員が指導方法の工夫・改善に取り組んでいるか	・ 全国学力・学習状況調査での主要教科における国や県平均との比較 など

施策（２） 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します【重点施策３】

子どもたちが確かな学力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を伸ばすとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。また、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れることや、子どもたちが意欲的に学習に取り組めるようタブレット端末を活用するなど、創意工夫による指導内容を研究し、実践することも必要です。

さらに、多様な教育ニーズに対応するために、「指導の個別化」と「学習の個性化」を図る「個別最適な学び」を進めるとともに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」とならないよう、「協働的な学び」と一体的に進める必要があります。

そのため、理解を深めるための少人数授業や複数担任による指導、小学校での教科担任制などの兵庫型学習システムをさらに推進するなど、多くの教職員が児童生徒一人ひとりと関わり、児童生徒の個性や能力の伸長と学力の向上につながるきめ細やかな指導を進めます。

また、「魅力ある授業」「わかる授業」の構築に向けて、教職員の授業力向上のために、研修・研究体制の充実を図ります。

【主な取組】

○兵庫型学習システムの活用

県教育委員会による兵庫型学習システム（少人数授業、小学校における教科担任）による効果的な学習を推進します。

○兵庫型教科担任制の実施

兵庫型教科担任制の特色である、交換授業や少人数学習などの仕組みを活用した効果的な教育実践を図ります。

○自己表現力向上事業の推進

演劇関係者による演劇ワークショップを通じて表現力の向上を図ります。

○理数教育推進事業（後掲 [P. 39]）

○スクールサポーター事業（再掲 [P. 26]）

○全国学力・学習状況調査結果の活用（再掲 [P. 26]）

○現職研修（後掲 [P. 50]）、パワーアップ支援室の設備充実等（後掲 [P. 46]）

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・兵庫型教科担任制による、よりきめ細やかな指導体制の充実が図られているか ・授業公開等により創意工夫した指導内容の研究及び実践に取り組んでいるか	・授業が自分に合った教え方、教材、学習時間となっていたと回答した児童生徒の割合 ・授業公開を伴う指定研究校園数 など

施策（３） 探究を通して「自ら学び自ら考える力」を育みます

急速に進む技術革新やグローバル化により、複雑で多様な課題に直面する現代社会においては、これまでのような知識の習得だけではなく、得た知識を活用し、多様な他者と協働し、柔軟に対応できる力を育む教育が必要となります。

これらを実現するためには、子どもたちが選んだ課題に対して、自らが主体的に情報収集し、情報を整理・分析、結論を発表するなど、質の高い探究的な学びにより、自ら学び自ら考える力を育む必要があります。

そのため、各種研修会や各校における研究事業等を通じて、情報活用能力の育成や教科等横断的な学びを充実させるとともに、子どもたちが高校をはじめ、将来の学びにつながるよう、探究的な学びの充実に努めます。

【主な取組】

○探究的な学びについての教員研修の実施

全体研修の実施や、学校園での校内研修に講師を派遣します。

○各教科等における探究的な学習活動の推進

教科横断的、長期的な学びを可能にするため、時間割や評価の仕組みを見直します。

○地域・大学・企業等との連携による体験的学習の充実

地域の大人や団体等と関わることで、社会参画意識や自己有用感を育てます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・先進的な実践や成果を共有・普及する仕組みが整っているか。 ・児童生徒の学びに変化が見られるか。	・探究的な学びについての教員研修の実施状況 ・自ら学び方を考え、工夫していると感じている児童生徒の割合 など

3 心身ともに健やかな子どもを育てます

体力向上のための幼稚園・小学校・中学校を通した取組と合わせて、学校給食を通じた食育の推進により、健康で豊かな心身を培う教育を進めるとともに、規律正しい生活に向けた基本的な生活習慣の確立を目指し、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。

施策（１） 子どもの健やかなからだづくりを応援します【重点施策４】

近年、子どもたちの体力や運動能力が低下傾向にあることが懸念されています。この時期に活発な運動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツや運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎として重要です。

普段の生活習慣との関わりの中で、生活リズムの指導や、家庭での外遊びとスマートフォンやゲーム等とのバランスをとる指導を行います。また、学校では全国体力・運動能力調査の結果を活用して、子どもたちの体力・運動能力の現状を把握し、体力向上プログラムを授業に取り入れるなど体育科の授業の工夫を行い、基礎的な動き（走る・飛ぶ・投げるなど）の習得に重点を置きます。また、授業以外にも休み時間に体を動かすよう働きかけます。

学校と地域の指導者と連携しながら、子どもが体を動かす機会を提供し、それぞれの興味・関心に応じてスポーツや運動に取り組むことで、生涯を通じて継続的にスポーツや運動に親しむことのできる資質や能力を育成します。

【主な取組】

○体力向上プログラムの実施

体力向上に向けた運動プログラムに沿って、児童生徒の体力向上に向けた取組を進めます。

○体力向上指導員、体育授業サポーターの派遣

児童生徒の基礎体力を向上させるために指導員を派遣します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒の体力・運動能力の向上に向け、保健体育の授業等を通じて工夫改善が図られているか	・教員対象の研修の実施状況 ・小学校５年生における新体力テストの結果 ・中学校２年生における新体力テストの結果 など

施策（２） 子どもの心身の健康的な成長と発達を支援します

子どもたちが学校園で過ごす時期は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う大事な時期です。心身の調和のとれた発達を図るため、基本的な健康づくりや精神的ストレスを要因とする子どもたちの健康課題について、適切に対応することが必要です。

そのため、学校園の教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していきます。

【主な取組】

○子どもの発達段階に応じた健康教育の推進

子どもの発達段階に応じて、生活習慣の確立、手洗い・うがい・ブラッシング指導などによる健康づくり、体の成長や機能変化の授業などの健康教育を推進します。

○学校保健会との連携

子どもたちの健康の保持増進を推進するため、学校保健会との連携を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・学校園において児童生徒の発達段階に応じた健康教育の充実が図られているか	・要治療児童生徒の医療機関受診率 ・学校保健大会の実施 など

施策（３） 発達段階に応じた体験活動を充実させます

パソコンやゲーム機、スマートフォンなどの普及により、子どもたちが屋外で体を動かす機会や五感を使う活動が減少しています。さらに、都市化や核家族化・少子化などにより、人間関係が希薄になり、集団の中での活動も少なくなっています。

学校園では、子どもたちが集団活動や様々な人々との交流を通して豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに健全に育つよう、子どもたちの発達段階に応じた体験活動を計画し、実施します。

また、本市の豊かな自然環境も大いに活用し、体験活動の充実を図ります。

【主な取組】

○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

学習の場を学校から地域社会に移し、学校・家庭・地域の連携協力のもとに、体験を通して子どもたちが自ら体得する場や機会を提供し、生きる力の育成を図ります。

○小学校体験活動事業

人や自然、地域社会とふれあい、様々な体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる力を育成します（３年生…環境体験、５年生…自然学校）。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 自然体験学習や地域力を活かした体験の充実を図り、学校、地域の実態に応じたプログラムを工夫しているか	・ 「トライやる・ウィーク」の充実度 ・ 地域と連携した小学校体験（環境体験）活動の実施など

施策（４） 安全・安心な学校給食を提供します

給食に対する保護者の関心は高く、安全で安心な学校給食を安定的に提供することが求められています。

また、近年はライフスタイルの多様化により、子どもの食習慣の乱れやそれに伴う健康への課題が生じているため、学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」としての活用が求められています。

各学校で自校調理方式による給食を実施し、安全・安心はもとより、地場産物の活用、郷土食や行事食を取り入れることにより、食文化や地域への理解と関心を深められるよう献立内容の充実も図りながら、おいしく、バランスのとれた給食を提供します。特に、子どもたちにおいしいご飯給食を提供するために、自校炊飯による米飯給食を実施しています。

また、子どもたちにとって、給食が「食べる」だけでなく、食の生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深める機会になるよう、生産者団体等と連携して地元の農産物などを使用した地産地消の取組を進めます。

あわせて、食物アレルギー対応にも積極的に取り組み、研究を進めるとともに、教職員の食物アレルギーに対する知識の向上にも取り組みます。

さらに、子どもたちが望ましい食習慣の形成や食生活における自己管理について学び、食材の供給や調理に関わる人々へ感謝する心を育むことができるよう給食を「生きた教材」として活用することで、食育の取組を推進します。

【主な取組】

○地産地消の推進

給食に地場産の食材を取り入れ、地産地消の推進に取り組みます。また、子どもたちが生産者や食に関わる活動を学べるよう、地産地消給食だよりを発行するとともに、学校給食展における地産地消に関するパネル展示等を通じて保護者や地域住民への啓発も推進します。

○食育の推進

食育メニューを活用し子どもたちの食に関する意識を高め、健康で豊かな心を育成します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 学校給食に地元産の食材を取り入れ、学校教育における「生きた教材」として活用が図られているか ・ 食文化や地域への理解と関心が深められるよう献立内容の充実が図られているか	・ 食育メニューの実施状況 ・ 地産地消の割合（品目数） など

施策（５） 部活動の地域展開を推進します

部活動は、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上、責任感や連帯感の育成など、自主性を育む上で大きな役割を担っています。また、異年齢での交流を通し、生徒同士や教職員と生徒との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を育んだりするなど、教育的に大きな意義があります。さらに、生徒理解や意欲向上につながるなど、学校運営上の意義も有しています。

その一方で、長引く少子化の影響や、顧問である教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなってきており、学校単位での部活動の維持が困難な状況となっています。このような全国的な状況を受け、国において、学校部活動の地域展開の取組が示されました。

本市では、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和8年度（2026年度）の中体連等の大会や各種コンクール・発表会等の終了後（3年生引退後）に、学校部活動を一斉に廃止し、新体制から完全地域展開による地域クラブ活動へ移行します。

地域クラブ活動への展開に際しては、各クラブによっていじめの認知やハラスメントの基準に差が生じないように、地域クラブの指導者に対し、市教育委員会が実施するコンプライアンス研修などの受講を促すとともに、子どもたちには悩みや困り事を相談できる窓口を設置し、適切に対応していきます。

【主な取組】

○地域クラブ団体・指導者の確保

宝塚市スポーツ協会をはじめとして、各種スポーツ・文化芸術団体等や地域クラブでの指導を希望する教員との協議を行うことで、地域展開の趣旨に沿って、活動主体として、子どもたちに多様な活動機会を提供できる地域クラブ団体・指導者を確保します。

○地域クラブ団体・指導者研修の実施

○宝塚市部活動地域移行検討協議会の開催

地域展開をより協働的に進めるため、社会体育団体や文化芸術団体の代表者、学校長、中体連関係者、保護者の代表者等で構成する「宝塚市部活動地域移行検討協議会」を開催します。

○（仮称）宝塚市中学校部活動地域移行連絡協議会の設置

各競技・活動種目単位で協会を結成し、その協会の代表者で構成する「（仮称）宝塚市中学校部活動地域移行連絡協議会」を設置し、地域展開を担う運営者や指導者で地域展開に関する具体的な検討を進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・地域クラブ団体・指導者の確保が行われているか ・持続可能な地域クラブ運営に向けて地域との連携が図られているか	・生徒、保護者の地域クラブの満足度 ・宝塚市部活動地域移行検討協議会の実施 など

4 命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます

変化の激しい現代社会においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、子どもたちの自立の精神を培うとともに、教職員の人権意識を高める取組を進めます。また、地域と連携した防災訓練の実施等により、防災や福祉の分野で特に必要な「助け合い」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

施策（１） 子ども・教職員の人権意識を高めます【重点施策５】

子どもの「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、全ての教育活動の中で、自尊感情や他人への思いやり、自他の命の尊重のほか、部落差別問題、女性、子ども、高齢者、^{がい}障害のある人、外国人、性自認の多様性についての理解を深めるなど、人権意識を養うことが必要です。子どもたちの人権意識を高めるためには、子どもたち一人ひとりが大切にされていると感じ、安心できる環境を整え、自己肯定感を育むとともに、様々な人権について理解し、自らの行動を通して実践していくことが、人権尊重の社会づくりにつながっていきます。そのために、子どもの権利条約を踏まえ、子どもたち自身の意思表示と尊厳を守り育むことにより、すべての子どもが安心して成長できる取組を進めます。

学校園では、子どもたちの発達段階に応じ、創意工夫した教育活動を実践するため、全ての教職員が、一人ひとりの子どもを大切にするという強い思いを持って教育に取り組めます。教職員を対象とした人権研修や道徳研修により子どもに対する人権意識を高め、すべての子どもが自分らしく学び、安心して成長できる環境を整えます。

これからの未来を担っていく子どもたちが、自分や他者を思いやり、いじめについて主体的に考え、命の大切さや平和の尊さをしっかりと考え、多文化・多様性を尊重することができるよう、人権意識を高める取組を進めます。

【主な取組】

○生命の尊さ講座

中学生を対象に「性と生を考える」をテーマとした専門医等による講座を実施し、男女が互いを尊ぶ心を培うとともに、子どもたちの心身の健全育成を図ります。

○平和教育の推進

「平和の尊さ、戦争の恐ろしさ」を知り、ともに過ごす身近な人たちへ発信することで、平和な社会を築いていくことの大切さを学ぶことができますようにします。

○性的指向・性自認の多様性への理解促進

『『ありのままに自分らしく』互いに認め合える学校園所をめざして』の手引書を活用するとともに、教職員等を対象にした研修会等を実施し、授業実践につなげる取組を行います。

○多文化共生についての理解促進

人権教育全体計画・年間指導計画に沿って、異文化理解を図る交流学习や体験学習等を実施し、多文化共生教育・国際理解教育を推進します。

○各種教職員研修事業

すべての子どもの権利が日常的に守られ、安心して学べる教育環境の実現の礎となる人権教育や道德教育に関する研修などの各種教職員向け研修事業を通して、教職員の人権意識を醸成します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 学校教育や様々な体験活動や交流を通じて児童生徒の人権意識を高める工夫が図られているか ・ 計画的、総合的に人権教育を推進しているか ・ 児童生徒が主体的にいじめの防止など人権を守る活動に取り組んでいるか	・ 各学校園の人権に関する研修回数 ・ 講座の参加者数 ・ 生命の尊さ講座や体験学習の実施 ・ 児童会や生徒会でのいじめ防止などの取組の実施など

施策（２） 防災教育を充実させます

阪神・淡路大震災の発生後、災害に備えることの大切さ、助け合うことの重要性が認識されましたが、時間の経過とともに、震災を体験していない子どもや教職員が増え、その記憶が薄れつつあります。

１．１７追悼行事の実施などにより、災害の被害を忘れることなく、助け合いやボランティアの精神など「共生」の心や命の尊さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進が必要です。また、近年、気候変動の進行により、平均気温の上昇に伴う豪雨、洪水、干ばつ、森林火災の増加など異常気象が頻発しています。

そのため、家庭や地域社会と連携して、学校園における風水害、地震、熱中症に対する防災体制の充実を図り、従来の、災害が起こってからの「対応型」の防災教育から、災害が発生する前の「備え」の防災教育を推進します。

子どもたちが自らの命を守ることをしっかりと認識し、これまでの災害から得られた教訓にもとづいて行動できる態度を養っていきます。

また、大規模災害の発生や感染症の蔓延などに備え、自助や共助による助け合いを日頃から一人ひとりが意識し、有事には命や暮らしを守ることができるよう、継続的な取組を実施します。

【主な取組】

○語りつぐ防災教育

防災教育の中で、阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、自然災害から自らの命を守る能力や共生の心を育むために、避難訓練等の実施や防災に関する副読本を活用します。

○地域と連携した防災訓練の実施

多様な学習教材を活用しながら、地震や気候変動による火災、風水害による被害を想定した学校内での防災学習のほか、災害時要援護者への支援を含めた自治会などと学校が連携した地域ぐるみの防災訓練等の実施を充実させます。また、学校給食を通じて「災害」と自分たちの命を守る「食」を考える機会とするため、炊き出し献立やおにぎり作りの体験を通し、災害時の食についての理解を深める防災給食を実施します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・家庭や地域と連携して、学校園における防災体制の充実が図られているか ・「対応型」から「備え」の防災教育が推進されているか	・地域と連携した防災訓練の実施状況 ・「１．１７は忘れない」防災訓練の実施状況 など

施策（３） 福祉教育を充実させます

社会生活を送る上で、一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、「共に生きる」社会の実現に向けて実践することが必要です。誰もが地域社会の一員として生活し、共に支え合いながら安心して暮らすことができ、元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指し、実践力のある子どもを育てることが重要です。

そのため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用しながら、体験的な活動を中心とした福祉教育を推進するとともに、認知症の理解を深め、相手の立場に立って考えることのできる子どもを育てます。

【主な取組】

○福祉体験（手話・車いすなど）

道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、福祉施設の訪問や高齢者との交流、車椅子体験やアイマスク体験などの体験的な学習を行います。

○認知症サポーター養成講座の実施

子どもたちによる認知症への理解が一層深まるように、福祉教育の中で認知症の理解と支援に関する出張授業を実施します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・子どもの福祉意識を高めるため、福祉推進授業の推進が図られているか ・社会の一員として、自分にできることを考える体験的な学習となっているか	・福祉教育の充実度 ・福祉読本の活用度 ・福祉教育の事前・事後学習において、子どもたちの考えや関心に変化があったかなど

5 未来を切り拓く子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに変化する課題に対し、子どもたちが将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎となる知識や能力を育成し、未来を切り拓く子どもたちを育てます。また、GIGAスクール構想による児童生徒用タブレット端末を効果的に活用し、子どもたちの学びの基盤となる情報活用能力の育成に努めます。

施策（１） 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育を推進します

グローバル化が一層進展している社会に対応するため、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を強く意識し、多様な立場の者が協働的に議論し、納得できる答えを生み出せる問題発見・解決能力を身に付けるなど、グローバルな視野で行動するための資質・能力を育成することが求められています。

そのため、外国語活動及び外国語科においては、様々な場面において英語を使った活動の充実を図るとともに、国や文化の異なる人々と主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ります。

また、英語学習指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）を活用し、「聞く・話す」を中心とした授業を展開し、子どもたちが、外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験し、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しもうとする意欲を高めます。

【主な取組】

○研修の充実

小学校外国語の充実を図るため、小学校教員を対象に、子どもたちが外国語に興味を持ち、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を培う授業の創造について、研修体制の充実を図ります。

○英語学習指導助手の派遣

外国語活動及び外国語科を進めるための補助的な役割を担う英語学習指導助手を派遣し、子どもたちの外国語活動への意欲を高めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を培う学習支援が充実しているか	・学校園へのALT派遣による児童生徒のコミュニケーション能力向上率 ・派遣生徒の体験活動等充実度 など

施策（２） 子どもの理数科目に対する関心と学習意欲を高めます

国際化と情報化が急速に進展する中、科学技術の果たす役割が一層重要性を増しており、その土台となる理数教育の充実は欠かせないものとなっています。しかし、国際的な学力調査においては、子どもたちの理数教科に対する関心の低さや、習得した理数教科を活用する能力に課題があることが指摘されています。

そのため、小学校高学年における兵庫型教科担任制を推進し、少人数指導によるきめ細やかな指導や専科教員による理数教育の実施により、その充実を図ります。中学校においては、兵庫型学習システム加配を活用し、少人数指導を実施し、きめ細かい学習指導を行います。

また、観察・実験を補助するサイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科授業の展開も工夫していきます。

【主な取組】

○小・中学校理科作品展

理科の自由研究等各校で子どもたちが取り組んだ研究作品を展示し、理科への興味・関心を高めます。

○兵庫型教科担任制の実施（再掲 [P. 27]）

○理数教育推進事業

サイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科の授業を進めます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・少人数指導による、きめ細やかな指導が行われているか ・サイエンスサポーターを効果的に活用し、小学校における理科教育の充実が図られているか	・小学校での理数研修受講率 ・小学校高学年における少人数指導（理科・算数）実施校数 など

施策（３） ICT環境を活用した教育を展開します【重点施策６】

Society5.0 時代が到来し、デジタル化のさらなる進展や技術革新により、予測困難で変化の激しい時代となる中、子どもたちが、いつでも、どこでも、誰とでも自分らしく学び、自らの可能性を最大限に発揮しながら、多様な幸福を実現できるよう、デジタル技術を基盤に新たな教育を創造していくことが求められています。

令和３年「宝塚市GIGAスクール推進計画」、令和６年「第２次宝塚市GIGAスクール推進計画」を策定し、学校教育の情報化の現状と課題を示し、４つの基本方針を定めました。この方針に従い、授業や校務でのICTの有効かつ効果的な活用を進めていきます。

また、生成AIや教育データの効果的な活用などの研究を行うとともに、子どもたちが犯罪被害等の危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、健康に留意して情報機器を利用することができるよう情報モラル教育の充実を行っていきます。

【主な取組】

○GIGAスクール構想に沿った児童生徒用１人１台タブレット端末の活用

児童生徒用タブレット端末を有効活用することで、児童生徒一人ひとりに個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進します。

○教職員のための情報教育講座や情報リテラシーに関する研修の開催

教職員がタブレット端末に関する基本的な知識と技能を身に付け、適切に活用して指導できるよう講座を実施するとともに、スマートフォン等の弊害やSNSなどでのいじめの実態に関する研修会などを開き、子どもたちをインターネットを介したトラブルから守ります。

○学びの基盤となる情報活用能力の育成

インターネットを使った調べ学習、プレゼンテーション活動などを通して、ICTを活用するための基礎的な技術や、著作権・情報セキュリティへの理解、情報を自ら判断して読み取る力など、ICTを活用する上で必要な資質・能力を習得するための情報教育の充実を目指します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・児童生徒用１人１台のタブレット端末を使って、児童生徒自身の進度に応じた学習が充実しているか ・教職員への研修等を実施し、指導能力の向上が図られているか	・教員のICT活用指導力 ・児童生徒の自己の学習進度に応じた活用ができて いるか など

施策（４） 社会とつながって自分らしく生きるためのキャリア教育を推進します

子どもたちが自分の生き方を考え、将来に対して明確な目標を持つことができるように支援します。そのために、「自分ができること」、「意義を感じること」、「やりたいこと」について、社会とのつながりを大切にしながら、進路を主体的に選択できる能力や姿勢を身に付けることができるよう、勤労観・職業観の育成に努めます。また、自分の可能性を信じて前向きに行動し、自らの感情を律し、成長するために学び続けようとする姿勢を育てます。

社会参加を果たし、市民として社会に関わっていけるよう、子どもたちが多様性を尊重し、様々な立場や役割、生き方について学び、自ら判断する力を育ていけるように、地元企業、地域等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

【主な取組】

○発達段階に応じたキャリア教育

小学校 1 年生から中学校 3 年生までの間に県の作成するキャリアノートやキャリア・パスポートを積極的に活用し、小・中学生のキャリア教育の充実に努めます。

○外部講師の出張授業

地域人材を外部講師として招くなど、地域の教育力を活用し、特色ある授業や様々な体験活動の機会を提供します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・地元企業等と連携し、発達段階に応じたキャリア教育の充実に図っているか	・外部講師の出張授業の実施回数 ・「トライやる・ウィーク」を通して、自分の将来や進路について考えるようになった割合 など

施策（５） 環境教育を定着させます

経済社会が飛躍的な発展を遂げ、生活が便利になっていく反面、環境へ過大な影響を及ぼすようになっていきます。地球環境問題が深刻化しており、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を進めるとともに、自然と共生できる環境の形成に取り組む必要があります。そのため、体験的な学習を積み上げる中で、学校園において子どもたちの自然環境を大切に思う心や自然に対する畏敬の念を育むことが必要です。

そこで、学校園においては、省資源や省エネルギーを推進するため、環境体験学習により子どもたちの地球環境問題への関心を高め、ゴミの減量やリサイクル、省資源、省エネルギーに対する積極的な行動を促します。

【主な取組】

○省エネルギー、省資源の推進

子どもたちが、環境について関心を持ち理解を深めるため、身近な体験として、学校園での省エネルギーへの取組を行います。ごみの分別、タブレット端末活用による印刷物の削減、再生紙の利用、給食残量の削減、冷暖房の適切な使用、学校の緑化推進、リサイクルボックスの活用、物を大切にする意識を育てる、学校だよりホームページを通して省エネ活動に理解協力を求める等、学校の状況に応じて取組を推進します。

○小学校環境体験事業

人間形成の基盤が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然にふれあう体験型環境学習を行います。小学校3年生では、校区内や校区外での自然環境から学ぶ環境体験学習により、地域の方々の協力を得ながら、地域に学ぶ学習を行います。また、小学校5年生では「自然学校」を通じて、自然や命の大切さ、仲間と協力しながら命のつながりを学びます。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・ 自然環境から学ぶ環境体験学習を充実しているか ・ 環境学習の成果発表を行っているか	・ 小学校における環境体験事業の年間実施回数 など

6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。より深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。そのため、読書活動の推進をはじめ、学校園では各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めるとともに、幼少期から読書に親しむことで、生涯学習につながる読書活動の基礎の定着につなげます。

施策（１） 読書活動を推進します【重点施策７】

様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書機会の少なさなどによる、子どもの「読書離れ」が問題となっています。

読書体験は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション能力を向上させるために重要です。

そのため、『宝塚市子どもの読書活動推進計画』を踏まえ、乳児期のブックスタート事業をはじめ、読み聞かせやブックトークの実施を通して読書の楽しさを伝えることで、読書習慣の確立に取り組みます。

学校図書館では、専任司書の配置により、選書や本の紹介、本を手に取りたくなる陳列の工夫などを充実させるとともに、幼少期から読書に親しむことで、市民全体の将来的な読書活動の促進につながる取組を推進します。

また、朝読書の普及など読書活動を推進するほか、言語活動全体の活性化に取り組みます。このほか、学校図書館を活用し、ことばに関する創作活動を発表する場を設けるなど、発展的な活動を推進し、子どもたちの想像力、思考力、表現力を培い、コミュニケーション能力や豊かな感性を育みます。

【主な取組】

○図書活動推進事業

小・中学校に専任の司書を配置し、市教育委員会や学校、図書ボランティアと連携しながら、児童生徒のサポートや学校図書館の環境整備に専門的知識を活かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動の推進を図ります。

○図書ボランティア交流会支援活動

各校における図書ボランティア活動を推進します。また、図書ボランティア交流会を開催し、各学校の図書ボランティアの活動状況や課題等を共有するなど、各校の図書館教育の推進を図ります。

○読書週間・朝の読書の推進

各校における読書週間・朝の読書の推進を図ります。

○市立図書館との連携

市立図書館と学校図書館の連携をより一層図り、市立図書館の団体貸出や図書館見学を促進します。

○学校図書館用図書の充実

新着本の紹介や図書館内の装飾など学校図書館の環境を整備し、児童生徒が読書活動に興味関心を持てるよう取り組んでいきます。

○学校司書研修会

学校司書の研修を実施し、取組内容や工夫について共有する機会をもち、学校司書としての資質・能力の向上を図ります。

○「ことばの祭典」事業の推進

ことばに関する活動（読書、創作など）を全市的に行い、発表の場を設けることによって、言語環境を充実する取組を進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 子どもの読書習慣を確立するため、授業での学校図書館の活用が図られているか ・ 読書週間又は朝の読書等の取組が推進されているか	・ 児童生徒 1 人当たりの年間貸出冊数（小学校・中学校） ・ 読書週間又は朝の読書の取組状況 など

Ⅱ 学校園、教職員の教育力を高める

7 学校園の組織の充実を図ります

子どもが社会を生き抜くために必要な資質・能力を一貫して身に着けていくためには、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の各校種間で全期間を通じた教育の連携が重要です。学校組織が「チーム」として子どもたちを見守り、多職種の専門家や関係機関とも連携しながら課題解決に取り組みます。また、教職員の健康の維持増進や子どもに向き合う時間の確保などを目的に、職場環境の改善や校務 DX を推進します。

施策（１） 保幼小中の連携教育を進めます

小学校への入学の際に、環境の変化から学校生活になじめない「小1プロブレム」や、小学生から中学生になってから学校になじめなくなり、不登校となるなどの「中1ギャップ」の問題が社会的に指摘されています。

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教職員が、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」を解消し、生きる力の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」を育むことが必要です。

そのため、就学前教育の合同研修の開催や保育所（園）・幼稚園・小学校の園児・児童交流、小・中学校の授業交流をはじめ、教職員による定期的な情報交換会の実施、オープンスクール、交流給食等の活用により、子どもに対する理解と発達段階に応じた指導のあり方について研究を推進します。

【主な取組】

○保幼小中連携教育推進事業（再掲 [P. 21]）

○保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の情報交換会の実施

市内の公立学校園をブロックに分けて情報交換会を開催し、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の教職員が乳幼児、児童生徒に対する知識や理解を深め、指導の手立てについて共通理解を図ります。

○就学前教育における合同研修会の開催（再掲 [P. 21]）

○保幼小中の連携強化と中学校区ごとの事例検討会の実施

子どもたちの切れ目のない支援を行うため、中学校区を基盤として、公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小・中・特別支援学校の管理職の定期的な会議や担当教職員による情報の共有化を図ります。

また、人権教育ブロック別実践研究や生徒指導連絡推進会議の場を活用し、事例検討を行います。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・保幼小中の連携を図り、子どもの発達の連続性を重視した連携教育の充実を図っているか	・保幼小中間による管理職会議の回数 ・園児・児童・生徒の交流回数 ・教育課程に基づいた保幼小中連携活動の回数 など

施策（２） 学校園での教育研究活動を促進します

子どもたちの学び力を向上させるためには、教職員自ら研究する姿勢が大切であり、教職員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化を目指し、各学校園での研究体制を支援することが必要です。

本市では、これまでに優れた教育研究活動の実践があり、小・中学校とも全校に１人は研究担当教員を配置しています。

今後も、教職員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化を目指すことを目的に、各学校園での研究体制を支援します。特に、市指定研究の事業では、市内の幼稚園、小・中・特別支援学校が研究目標を掲げ、「保育内容の充実」、「ＩＣＴの効果的な活用」、「学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着と探究的な学びを図る授業づくり」や「ユニバーサルデザイン」などをテーマに校内での計画的、継続的な研究体制を確立し、校内研究や研修活動を行い、その成果を市内外に向けて公開発表します。

さらに、この取組を研究紀要としてまとめ、市内すべての幼稚園及び小・中・特別支援学校へ情報提供するほか、経験年数に応じた幼稚園年次別研修会を開催します。

また、教職員のメンタルヘルスや特別支援教育など、今日的課題についても研修会を実施します。

【主な取組】

○市指定研究会

教職員の資質・能力の向上を図るため、学校園の実情や課題に応じてテーマを設定し、それに基づき学校園単位で校園内研究や研修活動を行い、市内外にその成果を発表します。

○課題研修

教職員のメンタルヘルス、人権教育、学校評価、特別支援教育など、今日的課題について教職員を対象とする研修会を実施し、課題解決に努めます。

○パワーアップ支援室の整備充実

教職員の資質・能力の向上支援を継続的に行うための具体的な教育情報・指導法情報を提供します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・子どもたちの学ぶ力や教職員の教育的能力を高めるとともに、学校園経営の活性化を目指し、各学校園での研究体制の支援を図っているか	・指定研究校園数 ・研修内容やテーマに対する参加者の評価 など

施策（３） 教職員の働き方改革と教育改革を推進します

学校を取り巻く状況が急激に変化する中、教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、教職員の職務に係る時間的・精神的負担が増大しています。

教職員の長時間労働を改善することで、一人ひとりの心身の健康保持増進と、子どもたちに向き合う時間や自己研鑽のための時間を確保することにより、学校教育の質の維持向上を図るとともに、職場環境の改善を図ることで教職員のなり手不足を解消するために、「宝塚市教職員の働き方改革基本方針」に基づいた取組や校務ＤＸを推進します。

市教育委員会では安全衛生協議会において、各学校では安全衛生委員会において職場巡視や研修などを実施し、教職員の心身の健康管理、職場環境の改善、健康に対する意識向上等を図り、病気休暇・休職の未然防止に努めます。

また、病気休暇・休職に至った場合、円滑な職場復帰を目指すとともに、再発防止に向けたプログラムの活用を促進します。

さらに、生活習慣病や婦人病等の早期発見・早期治療のための健康診断及び健康相談を充実させるとともに、教職員のメンタルヘルス意識を高め、相談体制を充実させるなど、日頃から教職員の心身の負担を軽減できるような取組を進めます。

【主な取組】

○業務量の適切な管理

記録簿による在校等時間の適正な管理や、定時退勤日及びノー会議デーの完全実施など教職員の意識改革や、会議、研修、学校行事等の精選、開催方法の工夫による回数や時間の縮減などを通じた総業務量の削減、外部人材の積極的な活用の推進等に取り組みます。

○学校事務の共同研究

学校事務を円滑かつ適切に行い、教職員と児童生徒が触れ合う時間を確保し、きめ細やかな学習指導の支援やゆとりを持って教育活動に取り組むことができるよう調査研究を行います。

○校務支援システムの適切かつ有効な活用の推進

学校事務の改善と教職員の事務負担を軽減していくため、校務支援システムとグループウェアを活用できるよう学校訪問研修や集合研修を継続するなど、サポート体制の充実を図ります。

○教職員健康診断及び健康相談の実施

学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき、教職員の健康診断を行い、その結果に基づく健康相談を実施して、教職員の健康を守ります。

○教職員の職場復帰のための支援事業の展開

病気休暇・休職中の教職員の職場復帰を円滑に行うため、医療機関等で行われる「プレリワークプログラム」「リワーク支援プログラム」や「プレ出勤制度」の活用を促し、復帰前の支援を行います。また、復帰後についても、「教員フォローアッププログラム」の利用や、メンタルヘルスアドバイザーの面談を通して再発防止を図ります。

○ストレスチェック高ストレス者及び長時間勤務者への医師による面接指導の実施

ストレスチェックで高ストレスと判定された教職員や、勤務時間の上限規則を超えて勤務している教職員に対して、医師による面接指導を実施し、職場環境や業務内容の見直し等を図ることにより、メンタルヘルス不調による休職等を未然に防止します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・校務の情報化や学校事務のデータ化、マニュアル整備による効率化が図られているか ・会議研修・出張等のほか学校行事や事業の見直しにより業務等に要する時間の縮減を図り、教職員が子どもと向き合える時間の確保できているか	・定時退勤日の設定 ・超過勤務時間の縮減 ・ストレスチェック対象者数における高ストレス判定者の割合 など

施策（４） 学校と多職種の専門職との連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組みます

生徒指導上の課題を解決するためには、学校組織が「チーム」として子どもたちを見守り、課題に対応することが大切です。そのため、教職員一人ひとりがチームの一員としての主体性を持つとともに、教職員同士でそれぞれの立場や役割を認識しながら情報を共有し、個々の持つ専門性を活かしつつ、日頃から互いの理解を深め、信頼しあいながら協働できるような教育現場づくりを進めます。

また、学校での課題の解決のために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤーといった教職員以外の多職種の専門家や、家庭児童相談室などの関係機関との連携・協力関係をより強めます。

【主な取組】

○いじめアンケートの実施（再掲 [P. 24] ）

○市教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの運用（再掲 [P. 24] ）

○校長のリーダーシップ育成

業務量削減に資する業務改善、メンタルヘルス対策、人事評価制度の活用による育成、リーダーシップの育成・強化に係る研修実施、校長の学校経営やマネジメントなどに関する相談やスクールロイヤーへの相談体制の構築などにより、校長の学校経営を支援します。

○保幼小中の連携強化と中学校区ごとの事例検討会の実施（再掲 [P. 45] ）

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・中学校区内の教職員が就学前から小・中学校へと子どもたちの切れ目のない支援をしているか	・定期的な連携会議等の回数 ・スクールロイヤーによる教職員対象研修の実施校数 など

8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質・能力の向上、人材育成は欠かすことのできないものです。研修の開催や自主研修の場の確保のほか、日常的な教員同士の授業公開の推進などにおいて、教員の指導力向上を支援します。あわせて、管理職候補の育成や管理職の負担軽減を進めます。また、日頃から子どもたちの気持ちを受け止め、理解することを教育の中心に据えて、子どもたちの可能性を開花させる教育を進めます。

施策（１） 教員の授業力向上を図ります

子どもたちの「生きる力」を育むため、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱が挙げられます。これまでの一斉授業を維持するのではなく、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善が必要です。

1人1台端末をはじめとする学校のICT環境の変化により、これまでどおりの研修に留まらず、ICTを有効活用した授業実践に必要な研修を中心として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等を図り、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善を積極的に進めていきます。また、生成AI等に関わる研修内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化など情報活用能力の育成を目的とした研修を実施し、ICTを使う上で必要なスキルの獲得を目指します。

また、現職研修では今日的課題解決に向けたプログラムを充実させることで、教職員の授業力向上を図ります。

【主な取組】

○研究指定校の拡充

各学校の校内研究の充実に向けて支援を行い、研究成果を広く発表できるよう取組を進めます。

○現職研修

教職員としてのあるべき姿を求めながら、資質・能力・指導力向上のため、時代に即応したテーマを取り上げ、教育課題に応えることのできる研修を企画、実施します。

○情報教育講座

学校におけるコンピュータ活用の促進を図るための教育的指導者養成など、各種研修講座を開催します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・教職員への研修を充実し、教職員の指導力向上を支援しているか	・教育研究課主催研修会への参加率 ・指定研究校数 など

施策（２） 管理職の育成や、管理職の負担軽減を図ります

小中学校における学校管理職の育成を図るためには、管理職の目的や理想像を踏まえた計画的な取組が重要です。

管理職の主な目的は、学校全体の教育環境の向上、教職員の人材育成とチーム力の強化、そして地域社会との連携による学校の役割拡大です。さらに、管理職は信頼されるリーダーとして組織をまとめ、教職員の力を引き出し、変化に柔軟に対応できる課題解決力を持つ人物が求められています。

管理職の育成計画として、体系的な研修の充実や、管理職候補者への段階的な役割付与などが効果的です。具体的には、管理職育成特別研修や現場でのＯＪＴ、教頭・校長補佐としての実務経験などを積み、管理職への意識を高めます。

また、業務量の多さなどから管理職のなり手不足が生じており、管理職の負担軽減のためには、校務分掌の見直しやＩＣＴ活用による事務効率化が不可欠です。業務の分散や事務職員の活用、教職員への権限委譲によって管理職の業務量を減らし、チームで協働できる体制を整えます。

さらに、メンタルヘルスクエアや働き方改革の推進により、管理職の健康維持と長時間勤務の是正を図ることも重要です。

これらの計画的な取組により、管理職の育成と負担軽減を進め、学校運営の質向上や働きやすい職場環境の実現につなげます。

【主な取組】

○管理職育成特別研修の充実

管理職候補の発掘・育成を図るため、中堅教職員等を対象として、学校経営能力や危機管理能力の育成のための専門的な研修講座を実施します。

○管理職の業務の負担軽減

管理職の業務負担を軽減するため、事務補助員の配置等を検討します。

○指導主事任用や兵庫教育大派遣など中堅教員の計画的な育成

学校教育についての経験を有している若い世代の教員に対して、将来の管理職候補としての意識化を図るため、積極的な指導主事登用や、兵庫教育大への派遣などを進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 管理職候補者の計画的な育成が図られているか	・ 管理職の役職定年退職者数に対する管理職試験の受験者数 ・ 管理職の超過勤務時間の縮減 など

施策（３） 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

学校教育の根幹を担う教職員には、教育の専門家としての専門性や確かな力量だけでなく、子どもたちに対する教育的な愛情や、子どもたちの願いと良さを引き出し、伸ばすための子ども理解が求められます。そのためには、教職員自身が明るく前向きに物事に取り組み、子どもたちと向き合いながら、自身も学び続け、成長していく必要があります。

また、教育現場でともに過ごすこととなる子どもたちは、その発達段階や特性、生育歴に至るまで、それぞれが異なる多様な存在です。さらに、それぞれの子どもたちには学校の内外を問わずトラブルや課題、生きづらさを抱えているケースも少なくはありません。教職員は、こうした一人ひとりの子どもたちに真摯に向き合い、理解し、寄り添い、時には保護者の理解を促進できるよう、日頃から子どもたちの気持ちを受け止め、理解することを教育の中心に据えて、子どもたちの可能性を開花させる教育を進めます。

【主な取組】

○小学校における教科担任制による子ども理解の推進

中学校への滑らかな接続、授業の質の向上、学習内容の定着、児童の興味関心を高めること、また、複数の教員で子どもたちを見守ることにより多様な視点で子どもたちの状況を把握し理解に繋げることなどを目的として、小学校での教科担任制を推進します。

○市教育委員会事務局でのいじめ防止等対策担当チームの運用（再掲 [P. 24, P. 49]）

○スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施

教員が子どもを理解し尊重することの重要性を確認し、具体的な関わり方について学ぶカウンセリングマインド研修を、全ての学校で年２回以上実施します。

○発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援の強化

入学前に行う教育支援委員会で、発達に不安のある子どもの適切な就学先について審議するとともに、入学後も個々の特性に応じたより良い支援ができる環境づくりに努めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ 教職員が子どもたちの特性を理解し、一人ひとりと丁寧に向き合いながら支援ができているか ・ 子どもたちがSOSを出しやすい環境を構築できているか	・ 特別な配慮を要する児童、生徒について教職員間の情報共有 ・ 小学校での教科担任制の実施状況 ・ 教員を対象としたスクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施状況 など

9 安全・安心な学校園の整備を進めます

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりが求められるなか、令和3年に学校施設の維持管理に係るトータルコストの抑制と平準化のために策定した宝塚市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修に取り組んでいます。引き続き、校舎や屋内運動場の改修・改築をはじめ、空調などの設備更新やバリアフリー化等の整備を計画的に進めます。

施策（１） 学校園施設等の安全・安心な環境を整備します

本市には、1970年代の人口急増時に建設された校舎が数多く存在し、施設の老朽化やグラウンド状況の悪化が進んでおり、各設備の更新が必要となっています。

そのため、校舎、空調、グラウンド等、各学校施設整備の計画的・継続的更新を実施し、全ての学校園が、誰にとっても安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進していきます。このほか、スロープやエレベーターの設置などによるバリアフリー化や環境負荷の少ない空調設備の更新など、長寿命化工事や建替工事において、環境負荷の軽減を図っていきます。また、大型備品の老朽更新、設置遊具の安全点検及び修繕・更新などを随時行い、子どもたちが快適で安心して学べる教育環境の整備と充実を図ります。

さらに、通学路の安全確保のため、子どもたちが危険を感じて助けを求めることのできる個人の住宅や事業所を「アトム 110 番連絡所」として設置するとともに、地域による安全ボランティアなどの見守り活動を実施します。

通学路の交通安全に関しては、交通安全推進会議による通学路の安全点検の実施を継続し、子どもたちを交通事故から守ります。

【主な取組】

○校舎等の長寿命化改修事業の推進

大規模改修をはじめ、空調及びグラウンドなどの個別改修事業のほか、バリアフリー化（多目的トイレ等）を推進し、安全に安心して学べる施設整備に取り組みます。

○安全管理事業

小学校新1年生への防犯ブザーの無償貸与や、3年に1度更新する「すみれ安全マップ」を周知するとともに、地域の方々による安全ボランティア（見守り隊等）や「アトム 110 番連絡所」など、市民の方々の協力を得て子どもたちの安全確保に努めます。

○学校園安全対策推進事業

「宝塚市通学路交通安全プログラム」に則り、関係者・関係機関による通学路の合同点検を継続し、通学路の安全確保を図ります。

○大型備品（放送設備、特別教室机椅子等）の老朽更新

各学校園の老朽化した備品を計画的に更新し、教育環境の充実を図ります。

○設置遊具の安全点検及び修繕・更新

各学校園に設置している遊具について、1年に1回業者による定期点検を行い、不具合箇所の修繕及び老朽化した遊具の更新を行います。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・全ての学校園が、誰にとっても安全かつ快適に利用できるような施設整備を推進しているか ・子どもの防災、防犯、交通安全対策を充実しているか	・ 施設整備工事実施件数 など

10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

ICTを活用した授業実践や、インターネットを介した遠隔授業、教科学習ソフトの利活用などを積極的に進めます。また、義務教育9年間を見通した学校教育の在り方については、保護者や地域と課題を共有し、校区の見直しや学校園の適正規模化と合わせて検討します。

施策（１） 学校園の適正規模及び適正配置など、教育環境の整備を進めます

少子化の進行により子どもの数が減少している中で、市立小・中学校では一部地域への人口集中による学校の大規模化と人口減少による学校の小規模化の二極化が進んでいるほか、市立幼稚園では保育需要の高まりなどにより在籍する園児数が大きく減少しています。そのほか、小学校と中学校の通学区域の整合においても課題があります。

このような状況の中で、本市の子どもたちが等しく望ましい教育を受けることができるよう、より良い教育環境の整備に取り組む必要があります。

市立小・中学校については、小学校と中学校の通学区域の整合をはじめ、小・中学校間の連携強化や教育目標の共有化による教育効果の向上を図るため、義務教育9年間を見通した学校教育の在り方について検討を進めます。

市立幼稚園については、園児数の減少を受けて統廃合を進めてきましたが、現在も園児数の減少が進んでいる園があることから、引き続き、適正規模適正配置に取り組むとともに、これまで市立幼稚園で培ってきた公教育の今後の展開について、市長部局とも連携しながら検討し、就学前教育の充実を図ります。

【主な取組】

○義務教育9年間を見通した学校教育の実践に向けた取組の推進

教育環境審議会の答申に基づき、市立小・中学校の校区の整合・調整や義務教育学校（小中一貫校）に係る検討とあわせて、公共施設の複合化や適正規模・適正配置の検討も進めます。

○水泳授業の在り方の検討

プール施設の状況等を踏まえ、水泳授業の在り方について調査研究を進めていきます。

○市立幼稚園の適正規模・適正配置に向けた取組の推進

地域や保護者に丁寧に説明を行いながら市立幼稚園の統廃合を進めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・家庭・地域との連携による教育環境の整備が推進されているか	・適正規模の学校園数 ・幼稚園の総数と適正規模の園数 など

施策（２） ＩＣＴ環境の整備を進めます

市立学校では、国が進めている「ＧＩＧＡスクール構想」に基づき、教室などの校内でインターネットを使いやすくするための設備を整備しました。これにより、タブレット端末などのＩＣＴ機器を校内で簡単に使えるようになっています。

ＩＣＴを活用した学習は、子どもたちの学びに欠かせないものとなっていることから、国が示した「ＧＩＧＡスクール構想」の成果や課題、社会の変化を踏まえて、より良いＩＣＴ環境を目指していきます。

具体的には、タブレット端末などのＩＣＴ機器やインターネット環境といった設備面だけでなく、質の高い探究的な学びの実現、効率的な校務の仕組み、ＩＣＴ支援員等の効果的な活用など、先進的な取組を行っている自治体から学び、子どもたちや教職員がＩＣＴを有効活用できるように、ソフト面の充実にも取り組みます。

【主な取組】

○ＩＣＴを有効活用した授業のための研修の充実

ＩＣＴを有効活用した授業（協働作業や他者参照など）の実践に向けた指導主事による訪問型研修や参集型スキルアップ研修を行います。

○学校ＩＣＴ機器を活用するための人的体制の充実

ＧＩＧＡスクール構想に沿って導入されたＩＣＴ機器の操作等を支援し、各教科の授業内容の充実、児童生徒の学習意欲の向上を図り、個別最適な学びとともに、協働的な学びの一体的な充実に努めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・ＩＣＴを活用した授業の推進に向け、教員全体の資質・能力の向上を図る取組が行われているか ・授業で活用することができるＩＣＴに関わる周辺機器の整備が進められているか	・児童生徒の自己の学習進度に応じたＩＣＴの活用ができているか など

Ⅲ 市民全体で子どもを応援する

11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

学校と家庭、地域の相互連携により、地域の教育力を活かすとともに、地域の教育力を高める取組を進めています。学校園が地域の核となりながら、学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力して、子どもたちの成長に関わり、豊かな成長へと導けるよう支援します。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めます。

施策（１） 学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策８】

少子化・核家族化の常態化により、家庭での子育て負担や不安を感じている保護者が増えている中、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく必要があります。

そのため、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることで、教職員の子どもと向き合う時間の拡充、社会教育で学んだ成果の活用、地域教育力の活性化を図っていきます。

本市では、学校と家庭・地域の相互連携による「たからづか学校応援団」「たからづか寺子屋事業」「みんなの先生」などの各事業で、地域の人々の教育力を活かすとともに、地域の教育力を高めるための取組を進めています。ボランティア活動の推進、PTA活動との連携などをはじめ、学校園が地域の核となりながら、家庭や地域の方々の理解と支援により、地域コーディネーターの発掘・育成等社会総がかりで教育に取り組む体制を充実させるとともに、機能的なボランティア活動となる仕組みの検討を行います。

また、市長部局と連携し、子育て講座等を実施することで、保護者だけでなく、地域に向けた家庭教育に関する学習機会の充実による社会全体でサポートする環境体制の構築を進めます。また、思春期の子どもを持つ保護者が求める家庭教育に関する子育て講座の充実など就学就園後の保護者への支援強化を図るとともに、全国学力・学習状況調査の結果を基に作成する「家庭学習の手引き」の配布などにより、家庭での教育力の向上を支援します。

コミュニティ・スクールの運用改善を進めつつ、さらに国の示す制度への移行を進め、開かれた教育課程の実現を目指します。併せて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めます。

【主な取組】

○宝塚市PTA協議会との連携

保護者の意見やPTA活動で培った経験を学校や地域で活用できるよう連携を図ります。

○全国学力・学習状況調査の結果活用（再掲 [P. 26]）

○学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」

地域の教育力を学校園の支援に向けることで、地域全体で子どもたちを育てる取組を行います。

○コミュニティ・スクールの充実

児童生徒が参画できる取組を推奨するなど、地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクールの充実を図ります。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる体制が整備されているか	・学校支援ボランティア登録者数 ・ボランティア活動回数 など

施策（２） 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します

学校園においては、様々な教育課題に対応するため、学校園の組織力を高める一方、保護者や地域の方々の参画と協働を得て、魅力ある学校園づくりを進めることが求められています。

保護者や地域からの意見などを得て、さらに学校評価を活用しながら、保護者や地域の方々との信頼関係の礎を築くことが必要です。学校園の取組をホームページやSNSで紹介し、保護者や地域の方々に、学校園の教育活動についての理解を深めていただけるよう努めます。

コミュニティ・スクールを核として、「たからづか学校応援団」や「たからづか寺子屋事業」、「みんなの先生」など地域教育力の活用を図るとともに、開かれた教育課程の実現を目指すことで、学校教育、家庭教育、地域教育の３つの力で、よりよい教育の実現を目指します。

【主な取組】

○みんなの先生事業

「開かれた学校園」「特色ある学校園」を創造していくことを目的として、「みんなの先生」事業を運用し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めます。

○ホームページやSNSの活用

ホームページやSNSによる情報発信の充実を図ります。

○オープンスクール

魅力ある信頼される学校園づくりの取組の一つとして、保護者や地域の方々に学校の様子を公開するオープンスクールを実施しています。

○学校評価

PDCAサイクルの理念による学校評価を実施し、教育活動の活性化を図り、保護者・地域に信頼される学校園づくりに努めます。

○学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」（再掲 [P. 58]）

○コミュニティ・スクールの充実（再掲 [P. 58]）

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・学校園に地域の教育力を積極的に導入し、地域と共に力をあわせて子どもたちを豊かに育むことができているか	・みんなの先生活動回数（個人） ・みんなの先生活動回数（団体） など

施策（３） 子育て応援事業を充実させます

人々の価値観や生活様式が多様化し、人間関係や地域のつながりも希薄化する中で、家庭で子育てに対する不安を抱えるケースが増えています。

市立幼稚園では、地域の未就園児を対象とする親子教室の開催や、在園児保護者に対する「預かり保育」を実施するとともに、日々の育児に関する相談に応じ、子どもの成長や子育てを肯定的に受け止められるような環境づくりをします。

就学後も校種間や関係機関と連携し、保護者に対して家庭教育や子育てに関する情報の発信、必要に応じて相談支援につなげるなど、子どもの発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

【主な取組】

○預かり保育の実施

子育て支援の一環として、通常保育の終了後と、長期休業期間において、希望する在園児を預かります。

○子育て何でも相談

園庭・園舎開放、未就園児親子教室の開催や関係機関との連携を図りながら子育ての悩みに対応します。また、保護者同士の交流の場を設けます。

○人権文化センターにおける家庭教育支援事業の実施

人権文化センターと連携して、家庭・地域の教育力の向上を目指し、幼児教育学習会、子育て学習会等を行います。

○幼稚園巡回カウンセリング

保護者の子育てや子どもの発達の相談に心理相談員が適切に対応します。

○たからっ子総合相談センター「あのね」等関係機関との連携

たからっ子総合相談センター「あのね」等と連携しながら、学校園を通して保護者に子育てに関する情報を積極的に発信し、子育ての充実を図ります。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・ 地域の子育て中の家庭に対して、保護者の交流機会や子育て相談の充実を図っているか	・ 預かり保育利用率 ・ 子育てに関する情報発信回数 ・ 未就園児親子教室の実施回数 ・ 巡回カウンセリング活用件数 など

施策（４） 伝統・文化等に関する教育に取り組みます

様々な分野で国際化や情報化が進む一方、日本古来の郷土の伝統や文化についての理解や関心を高め、尊重し、発展させていくことが大切です。

市内の観光資源、神社仏閣、史跡等について学習を進め、実際に訪れることで、子どもたちのふるさとを愛する心を育て、郷土の歴史を理解する機会とします。さらに、宝塚歌劇など、優れた舞台芸術の鑑賞や、邦楽など地域ならではの伝統文化に触れるなど、子どもたちが豊かな情操や感性を育む機会を充実させます。

【主な取組】

○中学生宝塚歌劇鑑賞事業

市内中学校の生徒を対象に宝塚歌劇鑑賞を実施します。

○のびのびパスポート等事業

市内や近隣市町の美術館や博物館などの教育関連施設を無料で利用できるパスポートを作成し、市内の小・中学生に配布します。

○邦楽の集い

市内の児童生徒が琴の演奏や発表、ワークショップを通じて邦楽への興味関心を高め、継承・発展させていこうとする心を育てます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・優れた舞台芸術の鑑賞や、邦楽などの伝統文化に触れ合うなど、子どもたちが豊かな情操や感性を育む機会の充実を図っているか	・市内中学校宝塚歌劇鑑賞の実施校 ・邦楽の集いの参加者アンケート など

IV 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する

12 学びをまちづくりに活かします

生涯学習に対する市民ニーズの多様化、高度化に伴い、学習機会の提供や情報発信、施設の整備を実施しています。引き続き様々な学習ニーズに応える事業を充実するとともに、これらの学びの成果により、地域全体で多才な人材を育成し、子どもを育み、すべての人にやさしいまちを創り上げていきます。

施策（１） 誰もが学べる場と機会を整え、学びあいを通じて地域を考えます

市民の学習ニーズは多様化・高度化しており、学習意欲も高まっています。人々が集い、学び、結びつく「場」の充実が求められる一方で、公民館における市民活動の進展や地域コミュニティの成熟により、学習機会は整いつつあります。

市民の学習意欲や社会的な要請に応えるため、学習ニーズを的確に把握し、公民館だけでなく、地域のコミュニティ、大学、NPOなどと連携し、市民の発想や経験を活かした特色ある講座やセミナーを実施するなど、新しい知識や技術の習得、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習機会を提供していきます。

地域には、学習支援を行う多才な人材や、自然、歴史的資源、文化財といった貴重な学習資源が豊富に存在します。これらの資源を地域課題の解決に活かすため、社会教育関係団体が自主的に学べるよう支援することが重要です。

また、地域コミュニティ意識の醸成につながる講座や、生活課題に即した現代的なテーマの学習機会を提供することで、地域全体の教育力を高めていきます。

さらに、公民館の講座やグループ活動の情報を広く市民に提供し、いつでも、どこでも、誰でも「学びたい」「知りたい」と思ったときに活動できるように、情報発信を強化し、利用拡大を図ります。

【主な取組】

○宝塚市民カレッジ等の学習機会の提供

多様化する学習ニーズに対応し、急激な社会の変化に即した講座やセミナー等を開催します。

○サマースクール

公民館学習活動グループが指導者となり、小・中学生を対象にオープンセミナーを開催します。

○アウトリーチプログラム

公民館の活動において、地域や学校などに出かけ、地域社会とのつながりを深めるとともに、活動で培った学びやノウハウを提供し、新たな学習者層などを広げます。

○自然体験の学習機会の提供

豊かな自然環境を活用した体験活動等を関係団体と協働で推進します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・新しい知識や技術の習得ができる学習機会の充実や市民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与できる学習環境が整備できているか	・公民館利用者数 ・登録グループ数 ・宝塚自然の家利用者数 ・公民館の講座等の参加者数 など

施策（２） 人と人とのつながりを築きます

公民館の講座やグループ活動において、人との出会いや新しい仲間を求めて参加する人や、講座運営スタッフとして関わっていただける人など多様な人材を集め、人と人、子どもと大人など、学びを通じた交流機会を提供します。

また、障害者が幅広い教養と実用的な知識等を習得し、広く交流を図るための社会参加の学習機会や、ふるさと宝塚市に集まった 20 歳を迎えた若者を市民全体で祝い、大人としての自覚を持つような機会を提供します。

【主な取組】

○公民館まつり

公民館学習活動グループが日頃の活動成果を発表するとともに、学習活動を紹介し「であい」と「ふれあい」を育みます。

○サマースクール（再掲 [P. 62]）

○障害者社会学級事業

視覚、聴覚、中途難聴の障害者が社会人としての幅広い知識や教養を身につけ、多くの人たちと交流を通じて相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供します。

○20歳のつどい事業

20 歳の新しい門出を祝福するとともに、当事者が企画委員となり式典を作り上げることで、社会人としての自覚と、郷土への結びつきを強める機会を提供します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・人の出会いとふれあいによって、学習者の広がりができる講座内容や学習プログラムの工夫と充実が図られているか	・公民館まつり参加グループ数 ・サマースクールに参加した利用グループの数 など

13 魅力ある図書館づくりを進めます

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や情報の収集と提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援するとともに、学校や家庭、関係機関などと連携して、子どもの読書環境の充実に努めます。また、新たな取組として、より多くの市民に活用いただけるよう、家庭や学校・職場に次ぐ居場所（第三の場）としての機能の充実に努めます。

施策（１） 図書館の市民利用の拡大に努めます

図書館は市民の読書活動と生涯学習を支援するとともに、市民の生活に必要な情報を提供する施設であり、それを支えるのは、豊富で新鮮かつ充実した蔵書と、専門性を有する司書職員の存在です。蔵書については、多種多様な市民のニーズに応える十分な資料や情報の収集に努め、幼児期から生涯にわたる市民の自主的な学びを支援し、地域・郷土に関わる資料の収集、保存、提供にも努めます。また、本との出会いを演出することに加えて、イベントや展示を充実させて、新しい知識や人との出会いを増やし、市民が交流し、学びを深めるような場所となるように努めます。

さらに、図書館には、家庭や学校・職場に次ぐ居場所＝第三の場としての役割も求められています。誰もが、安心して安全にゆったりと過ごせる場所として、親しみやすく、気軽に利用できる居心地の良い図書館を目指します。近年、読書量、読書力の低下が問題視される中、「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第４期）」に基づき、子どもたちに読書の楽しさを伝え、自主的な読書を支えるため、子どもの読書活動推進に資するサービスの充実に努めます。

【主な取組】

○市民ニーズに対応する新鮮な資料や情報の提供

資料の充実に努めるとともに、新着図書案内、様々なテーマによる本の展示や「本の福袋」、ビブリオバトルの実施など、本に興味を持ってもらえるような資料や情報の紹介に努めます。

○読み聞かせボランティアの育成

ボランティア養成講座の実施と活動への指導・助言などを実施し、市民との協働を図りながら、子どもの読書への動機付けに努めます。

○学校図書館への支援と連携

学校司書や学校図書館図書ボランティアへの支援や助言、研修、調べ学習への支援、図書館利用教育や選書への協力のほか、「ことばの祭典」などの連携事業を実施します。

○調査相談業務の充実（調査資料の整理・蓄積）

生活上の問題解決、地域の課題解決のための資料や、郷土資料、とりわけ宝塚に関する資料については網羅的に収集し、充実を図ります。

○図書館施設の多機能的な活用

図書館が主催する行事だけでなく、市の他部署、他の機関のイベントにも会場として提供するなど、市民生活に寄り添う、集いと交流の場として機能する図書館を目指します。

○図書館活動の効果的な情報発信の促進

より便利で使いやすく多機能なものとなるよう、ホームページの充実を図るとともに、SNSを活用した随時の情報発信にも努めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・図書館活動を充実させ、生涯学習の重要な拠点として活用を図ることにより、市民のニーズに対応しているか	・市民1人当たりの貸出冊数（市民のみ） ・来館者数 ・図書館利用登録者数 など

14 ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します

文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、これらの資料を、歴史民俗資料館やたからづかデジタルミュージアム等の活用により情報発信に努めます。また、宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、身近に感じ、誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう学習機会の充実を図り、ふるさと意識の向上に努めます。

施策（１） 文化遺産の保全継承と活用に努めます

市内には、国の重要文化財や史跡をはじめ、神社仏閣や小浜宿などの歴史的資源や文化遺産、また、宝塚固有の文化を育んできた近代化遺産があります。こうした歴史的遺産を保護保全し継承するとともに、その価値を広く市民に知ってもらう必要があります。

歴史的な遺産を大切に保存し、次代に継承していくため、文化遺産の調査を継続し、市民誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう、郷土を知る学習機会や情報の提供に努めます。

【主な取組】

○文化財の保護・指定・登録

市内に残る文化遺産の調査を進め、重要なものについては文化財の指定・登録を行い、保護に努めます。

○埋蔵文化財の保護

開発等により破壊される恐れのある埋蔵文化財の保護・調査に努めます。

○指定文化財の保全事業への補助金の交付

指定文化財の修繕等の事業への補助金を交付し、文化財の保全継承に努めます。

○文化遺産の活用

関係団体や阪神間の市町と連携し、市内の文化遺産の見学を行うなど、宝塚の歴史的資源や文化遺産の活用を図り、魅力ある宝塚をアピールします。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・文化財の指定や保護を推進し、市民への周知や啓発方法を工夫しながら、文化遺産の保全継承と活用に努めているか	・国・県・市の指定・登録文化財数 ・旧松本邸、旧山田家住宅の市民公開の見学者数 ・文化財の保全数 など

施策（２） 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

歴史資料の保存と公開を目的とした歴史民俗資料館（小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅）を郷土の民俗文化や伝統文化を理解する象徴的な施設と位置付け、今後も引き続き、郷土資料の収集及び整理、活用を取組を推進します。

歴史民俗資料館３館、市史資料室及び文化財・市史資料整理室（旧山中家住宅）で歴史資料や古文書、民具等の収集・保存と公開を図るとともに小浜宿資料館や聖光文庫で企画展示を行い情報発信に努め、市民の文化意識の向上を目指します。

また、市民が文化財を身近に感じ、親しめるよう文化財ガイドマップなどを配布するとともに、たからづかデジタルミュージアムを学校の授業で活用するなど、様々な方法で情報発信し、ふるさと再発見を応援します。

【主な取組】

○歴史・郷土資料の収集・調査・管理

市内に残る古文書等の歴史資料や、民具等の郷土資料の収集・調査を行い、地域史研究の成果として「市史研究紀要たからづか」を定期的に発行します。また、文化財・市史資料整理室（旧山中家住宅）等で適切な整理を行い、管理します。

○歴史民俗資料館による情報の発信

市内に３館ある歴史民俗資料館（小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅）において、歴史・郷土資料の保存と公開や児童の社会見学の支援に取り組み、小浜宿資料館においては、多様な企画展により、資料等の公開を行います。

○資料のデジタル化による情報発信と活用

資料のデジタル化を促進し、たからづかデジタルミュージアムによる情報発信と活用に努めます。また、宝塚の歴史・文化財に関連する学習講座等を開催します。

○文化財関係図書の頒布

文化財調査報告書などを配布、販売し、情報の発信に努めます。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・市民の文化意識の向上を目指し、郷土資料の収集と情報の発信を進めているか	・所蔵資料デジタル記録数 ・たからづかデジタルミュージアム閲覧数 ・歴史民俗資料館来館者数 など

15 市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦してもらうことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでももらうことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの充実を目指します。

施策（１） スポーツ環境の整備に努めます

市立スポーツセンターは築30年以上が経過しており、経年劣化が進んでいることから、機能の確保や施設の整備が必要です。また、その他のスポーツ施設に関しても、より市民の声に答えられるよう管理運営を行う必要があります。

また、スポーツ施設については利用を希望する団体の増加により、限られた時間と施設の中での利用調整が難しくなっています。

そのため、市立スポーツ施設では、スポーツ活動を快適に行えるように施設・備品の保守・管理を行っていくことに加え、利用時間や利用料等についての検討を進め、利用者サービスの向上を図ります。さらに、身近なスポーツ施設として、学校体育施設を開放し、スポーツの振興と地域交流の促進を図ります。

【主な取組】

○スポーツ施設整備

施設を長期間良好に保つためスポーツ施設保全計画の策定も含めた整備を進めます。

○ユニバーサルデザインに配慮した備品の整備

年齢や^が障^{がい}碍の有無、言語の違いなどを問わず、皆が利用できるようスポーツ用備品の整備を進めます。

○学校体育施設の開放事業

小・中学校の体育施設について、各学校利用団体で構成した学校体育施設運営委員会による自主管理方式で運営します。

【成果指標について】

評価の観点	成果指標（例）
・市民のニーズに応じたスポーツ環境の整備や事業を実施しているか	・市立スポーツ施設の利用者数 ・小・中学校体育施設の利用団体数 など

施策（２） スポーツ機会の提供に努め、スポーツ活動の活性化を図ります

市民がスポーツをより身近に感じ、継続的に活動できるよう、スポーツ機会の提供とそれを支える体制の両面から取組を推進します。

具体的には、市民のニーズに応じたスポーツ種目を中心に、スポーツライフの支援や市民参加の促進を図るため、市民スポーツ大会や少年スポーツ大会、市民スポーツ教室などのスポーツイベントの実施や、他の自治体とのスポーツ交流会の実施により、市民のスポーツへの参加機会に繋がります。

加えて、市ホームページや市広報誌、SNSなどを活用した情報発信を強化し、市民のスポーツ活動を積極的に後押しします。

さらに、市民スポーツを活性化させるために、市スポーツ協会をはじめとするスポーツ関連団体との連携を強化し、組織の活性化にもつなげます。

また、市内全小学校区を拠点に活動し、地域の生涯スポーツの担い手であるスポーツクラブ21の運営と活動の支援に加え、クラブ間の交流を促進するとともに、地域スポーツ推進のリーダーであるスポーツ推進委員の育成と技能向上にも取り組み、市民の自主的な活動を支える人材を確保します。

これらの取組を通じて、市民のスポーツ意識の向上と地域全体の健康づくりと、スポーツ指導者の人材育成に取り組みます。

【主な取組】

○市民スポーツ大会・教室等事業やスポーツイベントの実施

市民スポーツ大会・教室等を関係団体と協働して開催することに加え、市民との協働によるスポーツイベントの実施により、個人だけでなく、家族での運動・スポーツを楽しむ機会を提供します。

○スポーツイベントの実施、生涯スポーツ推進事業の充実

市民意識調査で明らかとなった「今後最も行ってみたいスポーツ種目」の上位の種目を中心に体験イベントを開催し、ニーズの実現を支援するとともに、市民一体で取り組むスポーツイベントを実施します。

○市ホームページやSNSの活用による情報の発信

ホームページやSNSを活用し、スポーツ情報の提供、各種大会や教室の開催情報、スポーツ施設や貸出用具の情報等、スポーツの総合的な情報を提供します。

○スポーツ活動に対する顕彰

スポーツで優秀な成績を収めた市民のほか、スポーツ振興に功績のあった指導者や関係者に対する功労表彰などの顕彰の実施を検討します。

○市スポーツ協会やスポーツクラブ２１などへの支援と連携の強化

市スポーツ協会やスポーツクラブ２１などのスポーツ関係団体への支援を行います。ニュースポーツを含めた未組織スポーツ種目の協会設立の提案により、市スポーツ協会やスポーツクラブ２１などへの加入促進を支援することに加え、更なる連携の強化により、本市のスポーツ振興の取組を推進します。

○スポーツ推進委員の確保と地域での育成・支援

スポーツ推進委員の育成を図るとともに、ニュースポーツなどの競技や審判方法の技能向上を図ります。また、地域のスポーツリーダーやコーディネーターとして活動できるよう育成し、活動を支援します。

【成 果 指 標 に つ い て】

評価の観点	成果指標（例）
・市民参加できるスポーツ機会を提供しているか ・スポーツ協会やスポーツ活動団体と連携強化し、市民のスポーツ振興に取り組んでいるか ・スポーツクラブ２１の活性化やスポーツ推進委員の育成など地域での生涯スポーツ振興に取り組んでいるか	・市民スポーツ大会、教室数 ・市民参加型イベントへの参加者数 ・スポーツ情報の発信件数 ・スポーツクラブ２１活動回数 ・スポーツ推進委員数 など



いじめ問題等の再発防止に向けて

本市は平成26年（2014年）に「宝塚市いじめ防止に関する条例」を制定し、いじめの防止や早期発見など、その解決に向けた取組を進めてきました。そうした中、平成28年（2016年）12月、本市において、一人の市立中学校生徒が、学校でのいじめを理由として自らの命を絶ちました。

また、本市ではいじめ問題のみならず、教員による体罰やハラスメントにより、子どもたちの権利や心身が侵害され、傷つけられるという事案も発生してしまいました。

このような状態を非常事態として捉え、私たち教育委員会・学校は、「子どもたちのいのちと人権を守り、育てる」という、教育の最も根本的で大切な部分を改めて確認したうえで、これまでの取組を見直し、一から考えることで、再発を防ぎ、宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切にすることを決意しました。

宝塚市いじめ問題再調査委員会の調査報告書を受け、令和2年（2020年）10月に『宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針』を、翌年4月に行動計画を策定し、これまで教職員にはいじめの定義の確認と周知を徹底し、スクールロイヤー制度を導入するなど専門機関との連携を深め、ケース会議の充実を図り、いじめ問題の解決に努めてきました。

また、スクールロイヤーによる教職員や児童生徒に対する研修の実施、「いじめ防止啓発リーフレット」を作成し、学校、児童生徒や保護者への配布など、いじめの未然防止にも努めています。今後も、同方針に定める次の5つの柱を軸にいじめ問題の再発防止に向けた取組を進め、子どもたちが安心して学校生活を送れる風土の醸成を図ります。

- 1 子どものSOSに気づく力を高めます
- 2 子どもの主体性と協働性を育てます
- 3 部活動の地域展開に伴う諸課題に取り組みます
- 4 チーム学校で取り組みます
- 5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）では、次ページに示すとおりこの5つの柱と各施策の関係を明確にするとともに、8つの重点施策と合わせて毎年の事務執行等評価の中で点検・評価することで、これらの取組が適切に進められているか、また、その取組が時宜に応じたものとなっているかの確認を行い、必要に応じて修正や変更を行います。

【宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針に掲げる5つの柱と関連施策】

1 子どものSOSに気づく力を高めます

I－1－（3）子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策】

II－8－（3）子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

2 子どもの主体性と協働性を育てます

I－4－（1）子ども・教職員の人権意識を高めます【重点施策】

I－5－（4）社会とつながって自分らしく生きるためのキャリア教育を推進します

3 部活動の地域展開に伴う諸課題に取り組めます

I－3－（5）部活動の地域展開を推進します

4 チーム学校で取り組みます

II－7－（4）学校と多職種の専門職との連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組めます

III－11－（1）学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策】

5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

I－3－（5）部活動の地域展開を推進します（再掲）

II－8－（3）子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます（再掲）

第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）（案）

発行：宝塚市教育委員会

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 TEL 0797-77-2025